

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-3	食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条及び第12条
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 ② サーベイランス・モニタリング年次計画に従った分析業務 ③ 食品安全に係る有害化学物質の分析能力の確立	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省5-④ 行政事業レビューシート事業番号：0053

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
① 農林水産省からの緊急命令等業務	実施率	100%(報告件数/要請件数)	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし		予算額(千円)	191,127	186,150	182,898	175,119	
② サーベイランス・モニタリング年次計画に従った分析業務(農林水産省依頼分析)	実施率	100%(報告分析件数/依頼分析件数)	100%(896件/896件)	100%(968件/968件)	100%(907件/907件)	100%(850件/850件)		決算額(千円)	164,798	161,275	157,797	165,583	
③ 食品安全に係る有害化学物質の分析能力の確立(SP及び報告書作成)	実施率	100%(年度内 SP 又は報告書作成数/年度内に分析能力を確立するよう農林水産省が指示する課題数)	100%(6件/6件)	100%(7件/7件)	100%(7件/7件)	100%(6件/6件)		経常費用(千円)	165,738	163,637	153,646	160,695	
④ サーベイランス・モニタリングの確認分析業務	実施率	100%(分析実施点数/指示点数)	100%(73点/73点)	100%(20点/20点)	100%(38点/38点)	100%(57点/57点)		経常利益(千円)	9,767	7,040	10,018	4,850	
⑤ ISO/IEC 17025 要求事項への適合の維持	ISO/IEC 17025への適合性の維持	—	適合性を維持	適合性を維持	適合性を維持	適合性を維持		行政コスト(千円)	166,680	164,654	154,629	161,643	
								従事人員数	14	14	13	13	

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価		
3 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務 農林水産省が行う食品の安全性向上の取組に資するため、食品に含有する有害化学物質の分析を進める。 ① 農林水産省からの緊急命令等業務 農林水産大臣からセンター法第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に要請があった場合には、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。	3 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務の実施に当たっては、調査分析の品質を保证するため、品質マネジメントの維持、向上に努めるほか、麦類の赤かび病の多発によりかび毒の追加調査の依頼があった場合にあっても、創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組むものとする。 ① 農林水産省からの緊急命令等業務 農林水産大臣からセンター法第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に要請があった場合に、最優先で組織的に取り組み、機動的かつ的確に対応することができるよう、次の取組を行う。 ア 緊急の命令があった場合等には、他の業務に優先して、必要な調査、分析又は検査の進行管理を適切に行い、機動的かつ正確に実施し、その結果を速やかに農林水産大臣に報告する。 イ 食品安全に係る有害化学物質の調査研究結果及び緊急時に活用する可能性の高い研究論文、国際規格等を平時から整理し、必要時に分析方法等を速やかに参照できる体制を維持する。 ウ 専門的知見を有する職員、分析機器及び外部有識者や外部機関に係る情報の登録・更新を行う。また、必要に応じて、緊急命令等があった場合の組織としての対応や処理の手順を見直す。	<定量的指標> ○食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。 <定量的指標> ◇実施率：100% (報告件数/要請件数)	<評定と根拠> 評定：B 根拠：◇小項目4(項目)×2点(B)＝8点 B：基準点(8)×9/10≦各小項目の合計点(8)<基準点(8)×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。 <業務の評価> サーベイランス・モニタリング分析業務において、農林水産省が実施する、麦類の赤かび病かび毒のリスク管理における低減指針の有効性の検証に貢献した。 以上のような取組により、農林水産省が行う国民の健康の保護に貢献する施策の基盤となる有害化学物質の実態調査に大きく貢献し、FAMICの信頼性を向上させた。		評定	B
			<主要な業務実績> ① 緊急に対応すべき課題が生じた場合に、迅速かつ的確に対応することができるよう、次の取組を行った。 ア 該当する事案はなかった。 イ 緊急の要請に備え、危害要因のうち農林水産省が優先的にリスク管理を行う対象に位置づけている有害化学物質に関する分析試験方法や規準について、飼料分析基準、EU法、AOAC法、Codex規格等から検索して作成しているデータベースを最新の情報に更新した。また、要請が想定される事案ごとに研究論文や分析方法等を整理した。 ウ 緊急分析として想定される危害要因について、その内容に応じた分析技術等を有する職員及びその際に用いる分析機器(GC/MS、LC-MS/MS、ICP-MS、リアルタイムPCR等)に係る情報の登録・更新を行った。また、外部有識者や外部機関の情報のデータベースを更新した。	<評定と根拠> 評定：－ 根拠：アについては農林水産省からの緊急要請がなかったため評価せず。 なお、指標のないイ、ウの業務については計画のとおり適切に実施している。		① 農林水産省からの緊急命令等業務については、実績がないため評価せず。(評定：－) なお、指標のないイ、ウの業務については計画のとおり適切に実施していると評価する。

② サーベイランス・モニタリング年次計画に従った分析業務 農林水産省が示す「令和5年度食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング年次計画」において調査対象とされた有害化学物質及び食品のうち、農林水産省が依頼するものについて、調査実施要領及び仕様書に従って分析を実施し、報告する。 【重要度：高】 ②の業務は、食品が安全かどうかを判断するための食品中の有害化学物質の含有実態把握に寄与するものであり、農林水産省が進める食品安全に関するリスク管理に資する基礎データとなることから、重要度が高い。	② サーベイランス・モニタリング年次計画に従った分析業務 「令和5年度食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング年次計画」において調査対象とされた有害化学物質及び食品のうち、農林水産省からの依頼があったものについて、進行管理を適切に行いつつ、調査実施要領及び仕様書に従って分析を実施し、農林水産省の示す様式に従い、分析結果を的確かつ速やかに報告する。	＜定量的指標＞ ◇実施率：100% (報告分析件数/依頼分析件数)	＜主要な業務実績＞ ② 農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング年次計画」に含まれる次の品目と有害化学物質の組合せについて農林水産省から依頼のあった実態調査を、調査実施要領、仕様書等に従い全て実施（依頼分析件数 850 件）し、年度内に報告を求められていた全ての結果を農林水産省に報告した。 (表 1-3-1 参照) 【実施率 100% (850/850)】 ア 「令和5年度麦類のかび毒含有実態調査の実施について（令和5年5月11日付け5消安第877号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）」に基づき、依頼のあった小麦及び大麦中のかび毒（民間の分析機関では対応が困難なDON-3-グルコシドを含む。）[*]660件の分析を実施し、その結果を報告した。 イ 「令和5年度スイゼンジナ中のピロリジンアルカロイド類含有実態調査の実施について（令和5年6月14日付け5消安第1359号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）」に基づき、依頼のあったスイゼンジナ中のピロリジンアルカロイド類15件の分析を実施し、その結果を報告した。 ウ 「魚節等の防かび剤成分の分析の依頼について（令和5年3月16日付け4消安第7115号農林水産省消費・安全局食品安全政策課長通知）」に基づき、依頼のあった魚節中の防かび剤成分95件の分析を実施し、報告した。 エ 「令和5年度食用植物油脂及び乳児用調製乳等の3-MCPD脂肪酸エステル類及びグリシドール脂肪酸エステル類等の含有実態調査の実施について（令和5年10月17日5消安第4119号農林水産省消費・安全局食品安全政策課長通知）」に基づき、依頼のあった食用植物油脂及び乳児用調製乳等の3-MCPD脂肪酸エステル類及びグリシドール脂肪酸エステル類等80件の分析を実施し、その結果を報告した。 ※タイプB トリコテセン類（デオキシニパレノール (DON)、ニパレノール (NIV)、3-アセチル DON、15-アセチル DON、4-アセチル NIV、DON-3-グルコシド）、タイプA トリコテセン類（T-2 トキシン、HT-2 トキシン、ジアセトキシスシルベノール）、ゼアラレノン (ZEN)	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：農林水産省からの依頼分析件数に対する実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	② サーベイランス・モニタリング年次計画に従った分析業務について、農林水産省が依頼した実態調査に係る分析（依頼分析件数：850 件）を実施し、実施率は100%であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。 (評定：B)
③ 食品安全に係る有害化学物質の分析能力の確立 すでに分析能力を確立している分析試験に加えてサーベイランス・モニタリングの確認分析や民間分析機関で分析困難な有害化学物質の分析を可能にするため、農林水産省が指示する有害化学物質と食	③ 食品安全に係る有害化学物質の分析能力の確立 農林水産省が調査を検討しており、サーベイランス・モニタリングの確認分析の必要性が高い有害化学物質や民間分析機関での分析が困難な有害化学物質等について、農林水産省の定める「分析法の妥当性確認に関す	＜定量的指標＞ ◇実施率：100% (年度内SOP又は報告書作成数/年度内に分析能力を確立するよう農林水産省が指示する課題数)	＜主要な業務実績＞ ③ 農林水産省からの指示「令和5年度食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害化学物質の分析業務について（令和5年5月8日付け5消安第678号農林水産省消費・安全局長通知及び令和5年6月29日付け5消安第1878号農林水産省消費・安全局長通知）」に基づき、農林水産省が調査を検討しており、かつ民間分析機関での対応が困難な6つの危害要因と食品の組合せ等について分析能力の確立等に取り組み、うち、次のアのとおり2件のSOPを作成し、イのとおり4	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：農林水産省からの指示課題数に対するSOP及び報告書作成実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	③ 食品安全に係る有害化学物質の分析能力の確立について、SOP作成2件及び取組結果報告4件実施し、実施率は100%であることから、計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）

品の組合せについて、農林水産省の定める「分析法の妥当性確認に関するガイドライン」の規準を満足する信頼性データを備えた分析の標準作業手順書（SOP）を作成し、必要に応じ改訂し、分析能力を確立する。 また、規準を満たす分析のSOP作成が困難である場合は、その旨を示す妥当性確認結果に関する報告書を作成する。 【重要度：高】 ③の業務は、分析法が確立していない有害化学物質と食品の組合せについて、農林水産省の指示に基づき、②や④の分析業務を行う前に分析能力を確立するものであり、農林水産省が進める食品安全に関するリスク管理に必要不可欠であることから、重要度が高い。	るガイドライン」の規準を満たす試験法の標準作業手順書（SOP）を作成、必要に応じ改訂し、分析能力の確立に取り組む。		件の取組結果を報告した。 【実施率100%（6/6）】 ア 作成したSOP ・LC-MS/MSによるココアパウダー及びチョコレート中のアクリルアミド分析標準作業書 ・ICP-MSによる農産物中のタリウム、カドミウム、鉛分析標準作業書 イ 取組を報告した危害要因 ・乳児用調製乳（粉、液体）中の 3-MCPD 脂肪酸エステル類、3-MCPD、グリシドール脂肪酸エステル類、2-MCPD 脂肪酸エステル類及び2-MCPDの分析法の性能検証 ・乳児用調製乳（粉、液体）中の 3-MCPD 脂肪酸エステル類、3-MCPD、グリシドール脂肪酸エステル類、2-MCPD 脂肪酸エステル類及び2-MCPDの分析能力の確立 ・鳥肉製品、魚節及び削り節中の多環芳香族炭化水素類 ・燻製食品中のオルトフェニルフェノール及びジフェニル		
④ サーベイランス・モニタリングの確認分析業務 農林水産省が実施する有害化学物質等の含有実態調査の分析値の信頼性を確認するため、調査試料のうち農林水産省が指示する有害化学物質と食品の組合せについてクロスチェック（相互検証）を実施する。	④ サーベイランス・モニタリングの確認分析業務 農林水産省が実施する有害化学物質等の含有実態調査の分析値の信頼性を確認するため、農林水産省が指示する有害化学物質と食品の組合せについてクロスチェック（相互検証）を実施する。	<定量的指標> ◇実施率：100% （分析実施点数/指示点数）	<主要な業務実績> ④ 農林水産省からの指示「令和5年度食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害化学物質の分析業務について（令和5年5月8日付け5消安第678号農林水産省消費・安全局長通知及び令和5年6月29日付け5消安第1878号農林水産省消費・安全局長通知）」に基づき、農林水産省が行う実態調査の分析値の信頼性の確認に資するため、次の危害要因と調査試料の組合せについて、農林水産省が指示する調査試料についてクロスチェックを行うために分析を実施し、その結果を報告した。 【実施率100%（57/57）】 ・3-MCPD 脂肪酸エステル類、3-MCPD、グリシドール脂肪酸エステル類、2-MCPD 脂肪酸エステル類及び2-MCPD（乳児用調製乳6点） ・アクリルアミド（ポテト系スナック菓子8点、麦茶6点、フライドポテト7点、調理済みカレー3点、野菜チップス6点、果実加工品4点、ココアパウダー及びチョコレート7点、飴菓子類10点）	<評定と根拠> 評定：B 根拠：農林水産省からの指示点数に対する分析実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	④ サーベイランス・モニタリングの確認分析業務について、農林水産省が指示した調査試料57点の分析を実施し、実施率は100%であることから、計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）

⑤ ISO/IEC 17025 要求事項への適合の維持 農林水産省が行う食品の安全性に関するリスク管理を推進する上で必要とする調査分析の品質を保証するため、分析機関に求められる国際標準である「ISO/IEC 17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」（以下「一般要求事項」という。）に基づき、認定機関によるサーベイランス審査の結果を踏まえ、全ての要求事項に適合し認定試験所としての体制を維持する。 また、認定を受けた麦類のかび毒の分析試験以外の分析試験についても、その品質を保証するため、一般要求事項に適合したマネジメントの構築、維持を目指す。	⑤ ISO/IEC 17025 要求事項への適合の維持 農林水産省が行う食品の安全性に関するリスク管理を推進する上で必要とする調査分析の品質を保証するため、平成 25 年度に適合認定を取得した「ISO/IEC 17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」（以下「一般要求事項」という。）について、認定機関によって実施されるサーベイランス審査の結果を踏まえ、引き続き全ての要求事項に適合し、認定試験所としての体制を維持する。 また、認定を受けた麦類のかび毒の分析試験以外の分析試験についても、その品質を保証するため、一般要求事項に適合したマネジメントシステムの構築、維持を目指す。	＜定性的指標＞ ◇ISO/IEC 17025 への適合性の維持	＜主要な業務実績＞ ⑤ ISO/IEC 17025:2017 による本部の試験所認定（LC-MS/MS による小麦及び大麦中の赤かび病かび毒の定量試験）について、内部監査を実施するとともに、マネジメントレビューを実施して継続的改善を図った。また、令和 5 年 11 月 10 日に行われた認定機関によるサーベイランス審査で、一般要求事項に適合していると評価され、認定試験所としての体制を維持した。 また、試験所認定を受けた分析試験以外の分析試験についても、次の外部技能試験に取り組み、本部及び神戸センターの 2 試験室において ISO/IEC 17025 の一般要求事項に適合したマネジメントシステムを維持した。 ・DON、ZEN、T-2 トキシン、HT-2 トキシン（小麦粉） ・アクリルアミド（ポテトクリスプ） ・3-MCPD 脂肪酸エステル類、グリシドール脂肪酸エステル類、2-MCPD 脂肪酸エステル類（乳児用調製乳）	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：ISO/IEC 17025:2017 による本部の試験所認定のサーベイランス審査において、一般要求事項に適合していると評価され、ISO/IEC 17025:2017 に基づく品質保証体制を維持しており、目標の水準を満たしている。	⑤ 農林水産省が行う食品の安全性に関するリスク管理を推進する上で必要とする調査分析の品質を保証するために取得した ISO/IEC 17025:2017 認定について適合性を維持していることから、目標の水準を満たしていると認められる。（評定：B）
---	---	---	--	---	---

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-4	その他の業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第1号、第2号、第6号及び第11号並びに第2項第9号 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政 事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省5-④ 行政事業レビューシート事業番号：0053

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
(1) カルタヘナ法関係業務	実施率	100%（報告件数/ 立入検査件数）	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし		予算額（千円）	490,683	493,539	474,836	509,715	
(2) 情報提供業務 ① ホームページ等による 情報提供	顧客満足度	5段階評価平均値 3.5以上 （ホームページ）	3.8	3.8	3.9	4.0		決算額（千円）	476,859	478,451	489,018	480,308	
		（メールマガジン）	4.2	4.1	3.9	4.0		経常費用（千円）	469,482	463,294	494,954	497,829	
		（広報誌）	4.2	4.2	4.6	4.3		経常利益（千円）	31,570	18,921	41,858	20,007	
② 事業者等からの講師 派遣依頼等	顧客満足度	5段階評価平均値 3.5以上	4.3	4.5	4.4	4.5		行政コスト（千円）	471,478	465,550	497,399	500,090	
③講習会の開催	顧客満足度	5段階評価平均値 3.5以上	4.3	4.2	4.3	4.3		従事人員数	48	48	51	50	
③ 検査・分析に係る信頼性の 確保及び業務遂行能力の継続的 向上 ① 分析業務の精度管理	外部技能試験の実施 予定数に対する実施率	100%（参加回数/ 計画回数）	100%（12/12）	100%（10/10）	100%（11/11）	100%（11/11）							
② 技術研修の実施	実施率	100%（実施件数/ 計画件数）	100%（33/33）	100%（35/35）	100%（36/36）	100%（31/31）							
(4) 関係機関との連携 ① 国民生活センターとの 連携	研修・講座の開催につ いての連携	－	4回	2回	7回	4回							
② 国際技術協力要請 （専門家の派遣）	実施率	100%（専門家の派 遣実施件数及び海 外からの研修員の 受入件数/依頼件 数）	実績なし	100%（2/2）	100%（5/5）	100%（3/3）							
② 国際技術協力要請 （海外研修員の受入）			実績なし										

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価		
4 その他の業務	4 その他の業務 その他の業務の実施に当たっては、各職員が自身の業務を点検し、常に業務改善の意識を持って創意工夫に努め、効果的かつ効率的に業務に取り組むものとする。	<定量的指標> ○その他の業務 中項目の評価は、小項目別（◇）の評価結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：◇小項目7（項目）×2点（B）＝14点 B：基準点（14）×9/10≦各小項目の合計点（14）＜基準点（14）×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に基づき適切に対応する。 <業務の評価> 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施した。		評定	B
(1) カルタヘナ法関係業務 遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講ずることにより生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書等の的確かつ円滑な実施を確保し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。「カルタヘナ法」という。）第32条第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を実施し、その結果を指示した期間内に農林水産大臣に報告する。	(1) カルタヘナ法関係業務 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。「カルタヘナ法」という。）第32条第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を実施し、その結果を指示した期間内に農林水産大臣に報告する。 また、立入検査等を行うための規程等を必要に応じて見直す。	<定量的指標> ◇実施率：100% （報告件数/立入検査件数）	<主要な業務実績> 該当する事案はなかった。	<評定と根拠> 評定：－ 根拠：実績がないため評価せず。	(1) カルタヘナ法関係業務について、実績がないため評価せず。（評定：－）	
(2) 情報提供業務 国民の食に関する知識や食品に対する信頼性の向上及び安全で信頼できる農産物の生産・流通に資するため、農業生産資材及び食品の安全性、JAS、食品表示等に関する情報、科学的知見、各種制度や検査結果など、FAMICの業務に関して生産者、事業者等の関心の高い情報を、ホ	(2) 情報提供業務					

ームページ、メールマガジン、広報誌及び講習会等の実施により分かりやすく提供する。このため、以下の取組を行う。					
① ホームページ等による情報提供 ホームページ、メールマガジン、広報誌等を通じて、国民に対し、肥料、農薬、飼料、飼料添加物等の農業生産資材の安全性に関する情報や、JAS、食品表示等に関する情報を分かりやすく提供する。 ホームページ、メールマガジン及び広報誌については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、アンケート調査等により顧客満足度を測定して、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標とする。	① ホームページ等による情報提供 ア ホームページの情報の内容を適宜更新することにより、JAS等に関する情報、食品表示に関する情報、農薬登録に関する情報、農業生産資材の安全性に関する情報や企業等からの相談事例等を速やかに提供する。 イ 内閣府食品安全委員会等の動向や食品の安全と消費者の信頼の確保に関する情報を事業者等に対して速やかに提供するため、希望者にメールマガジンを毎月3回以上配信する。 ウ 業務に関連した情報や知見などを分かりやすく提供するため、広報誌を4回以上発行する。 エ より効果的な情報提供の取組を進めるため、検査等業務及び情報提供業務等に従事する職員	<定量的指標> ◇顧客満足度：3.5以上 (5段階評価平均値)	<主要な業務実績> ① 情報提供業務を的確に行うため、次の取組を行った。 ア ホームページの情報の内容を適宜更新することにより、JAS製品の品質に関する情報、食品表示に関する情報、農薬登録に関する情報、農薬・肥料・土壤改良資材・飼料・飼料添加物・ペットフードの安全性に関する情報や企業等からの相談事例等を速やかに提供した。 (更新回数192回、アクセス回数462,887回) [ホームページの主な掲載内容] ・食品等検査関係情報（JAS、食品表示、調査研究報告、分析マニュアル等） ・農薬関係情報（登録・失効情報、農薬登録申請、GIP 適合確認申請等） ・肥飼料検査関係情報（関係法令・通知、肥料登録申請手続き、肥料等試験法・飼料分析法・愛玩動物用飼料等の検査法、検査結果の公表等） ・WQAH コラボレーティング・センターとしての活動（輸入飼料原料の有害物質のモニタリング結果及び概要、分析法、ハザードカード、飼料研究報告（要旨）等）・ISO・Codex・国際協力関連情報・センター情報（行事・講習会等情報、相談窓口等） ・公表事項（独立行政法人通則法に基づく公表事項、調達情報等） イ 内閣府食品安全委員会等の動向や食品の安全と消費者の信頼の確保に関する情報を事業者等に対して速やかに提供するため、希望者にメールマガジンを49回（3月末現在登録者数5,209、延べ配信数269,677通）配信した。 [メールマガジンの主な掲載内容] FAMIC の情報（行事・講習会等）及び食の安全と消費者の信頼確保に関する情報（各府省の報道発表資料等） ウ 業務に関連した情報や知見などを分かりやすく提供するため、広報誌「大きな目小さな目」を4回（毎回5,000部）発行し、学校・教育関係機関等に配付した。なお、広報誌の作成に当たっては、写真やイラストを多用しつつ、出来る限り消費者が分かりやすい表現となるよう工夫した。 [広報誌の主な掲載内容] ・食品、肥料、農薬、飼料等及び土壤改良資材に関する情報 ・Q&A ・行政情報 ・食と農のサイエンス エ より効果的な情報提供の取組を進めるため、検査等業務及び情報提供業務等に従事する職員を構成員とする情報提供推進委員会を11回開催し、ホームページ、メールマガジン、広報誌、イベント等における提供情報の的確性及びわかりやすさ等について検討を行った。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：ホームページ、メールマガジン及び広報誌の顧客満足度3.5以上であり、計画における所期の目標を達成している。	(2)① ホームページ等による情報提供について、アンケート調査により顧客満足度は5段階評価の平均で3.5以上となっていることから、計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）

	から成る委員会を年 10 回以上開催する。 オ ホームページ、メールマガジン及び広報誌については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、5段階評価で 3.5 以上の評価となることを目標として、提供した情報の内容や提供方法についての顧客満足度をアンケート調査等により測定する。 また、顧客満足度が 5 段階評価で 3.5 未満の場合には、その原因を究明して必要な改善措置を速やかに講ずる。		オ 利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、利用者に対するアンケート調査による効果測定を実施した。各業務の顧客満足度（5 段階評価）の平均値は、次のとおり 3.5 以上の評価であった。 ・ホームページ 4.0 ・メールマガジン 4.0 ・広報誌 4.3		
② 事業者等からの講師派遣依頼等 事業者等からの講習・講師派遣依頼や相談等に対して、適切かつ積極的に対応するため、事業者等の求める情報の内容に留意しつつ、検査等業務を通じて蓄積した専門的・技術的な知見を活用して情報を提供する。また、消費者からの相談が寄せられた場合は、行政サービスの一環として対応する。 事業者等からの講習・講師派遣依頼等については、サービスの受け手である依頼者や利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、アンケート調査等により顧客満足度を測定して、5 段階評価で 3.5 以上の評価となることを目標とする。	② 事業者等からの講師派遣依頼等 事業者等からの講習・講師派遣依頼や相談等に対して、適切かつ積極的に対応するため、以下の取組を行う。また、消費者からの相談が寄せられた場合は、行政サービスの一環として対応する。 ア 事業者等からの依頼を受けて、農業生産資材の安全等の確保、農林水産分野に関する標準化施策の推進、食品表示の適正化等に資する技術的な情報を提供する講習会等へ、講師を積極的に派遣する。 イ 事業者等からの講習・講師派遣依頼等に適切に対応するため顧客満足度が高かった講習等で使用したテキスト等のデータベース化やその更新等を行う。 ウ 新たな原料原産地表示への対応を含む事業者等からの相談への対応の質の向上を図るため、受け付けた相談を整理し、重要な事例を相談事例集に収録し、相談業務処理マニュアルの改善を行う。	<定量的指標> ◇顧客満足度：3.5 以上（5 段階評価平均値）	<主要な業務実績> ② 事業者等からの講習・講師派遣依頼や相談等を適切かつ積極的に対応するため、次の取組を行った。 ア 事業者等から依頼を受けて、講習会に役職員を講師として派遣した。（計 54 回、参加者 4,048 名） また、事業者等からの要請に応じて、委員会等に役職員を 47 回派遣した。 さらに、本部、農薬検査部及び神戸センターにおいて、業界団体や大学等からの依頼に基づく研修を 3 回（参加者計 25 名）実施した。 イ 事業者等からの講習・講師派遣依頼等に適切に対応するため、顧客満足度が高かった講習会で使用したテキスト等のデータベース化を新規 14 件、更新を 15 件行い、テキスト等作成作業の効率化を行った。（データベース化されたテキスト等 77 件） ウ 相談窓口業務においては、事業者等からの食品の品質等に関する相談 3,779 件（うち、新たな原料原産地表示に関する相談 15 件）に対応した。また、消費者からの相談は、行政サービスの一環として対応した。（表 1-4-1 参照） 事業者等からの相談への対応の質の向上を図るため、相談対応マニュアルを見直すとともに、受け付けた相談を整理し、重要な事例 7 件を「企業相談事例集」に追加収録するとともに、法律改正等により回答内容が適切でなくなった事例 2 件を削除する等既存の収録内容を精査した。（全収録数 53 件）	<評定と根拠> 評定：B 根拠：顧客満足度 3.5 以上であり、計画における所期の目標を達成している。	(2)② 事業者等からの講師派遣依頼等について、アンケート調査で顧客満足度は、5 段階評価平均で 3.5 以上となっていることから、計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）

	エ 事業者等からの依頼による講習会及び講師派遣については、サービスの受け手である依頼者や利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標として、提供した情報の内容や提供方法についての顧客満足度をアンケート調査等により測定する。 また、顧客満足度が5段階評価で3.5未満の場合には、その原因を究明して必要な改善措置を速やかに講ずる。		エ 提供情報の的確性、わかりやすさ、受講者のニーズ及び業務の成果・効果の把握等に資するため講師派遣、依頼に基づく研修の業務について、利用者に対するアンケート調査による効果測定を実施するとともに受講者による今後の業務への活用について把握した。顧客満足度（5段階評価）の平均値は、4.5であった。		
③ 講習会の開催 農業生産資材の安全等の確保、農林水産分野に関する標準化施策の推進、食品表示の適正化等に資するため、事業者、検査機関、都道府県等に対して、法令に関する知識、検査技術、分析技術、食品の品質・表示等に関する講習会を開催する。 FAMIC が主催する講習会については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、アンケート調査等により顧客満足度を測定して、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標とする。	③ 講習会の開催 農業生産資材の安全等の確保、農林水産分野に関する標準化施策の推進、食品表示の適正化等に資するため、検査等業務を通じて蓄積された技術的知見を事業者等へ提供するものに特化し、次の取組を行う。 ア 事業者を対象に、農業生産資材、食品等に関する専門技術的知見を活用した講習会を、参加者の利便性などを考慮したWeb配信による開催なども検討したうえで開催し、事業者ニーズへの対応を図る。 イ 都道府県の消費生活センターの職員等を対象に、食品の品質、検査分析技術等に関する研修を7回以上開催する。 ウ 主催講習会については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標として、提供した情報の内容や提供方法についての顧客満足度をアンケート調査等により測定する。 また、顧客満足度が5段階評価で3.5未満の場合には、その原因を究明して必要な改善措置を速やかに講ずる。	<定量的指標> ◇顧客満足度：3.5以上（5段階評価平均値）	<主要な業務実績> ③ 農業生産資材の安全等の確保、食品の品質及び表示の適正化等に資するため、次の取組を行った。 ア 食品表示や JAS に関する情報提供を目的とする講習会を合計7回（参加者計128名）開催した。なお、このうち札幌センター、仙台センター、名古屋センター及び福岡センターにおいては、事業者ニーズを踏まえ、Web 会議システムを利用したオンライン形式（対面形式とのハイブリットを含む。）により開催し、利用者の利便性向上を図った。 イ 都道府県の消費者担当部局及び消費生活センター職員等を対象に、食品の品質、検査分析技術等に関する研修を7回（参加者66名）、都道府県の飼料業務担当の職員を対象に飼料等安全性検査技術に関する研修を2回（参加者40名）開催した。 ウ サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、主催講習会について、利用者等に対するアンケート調査による効果測定を実施するとともに受講者による今後の主催講習会への活用について把握した。各業務の顧客満足度（5段階評価）の平均値は、4.3であった。 また、顧客満足度が5段階評価で3.5未満のものはなかった。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：顧客満足度3.5以上であり、計画における所期の目標を達成している。	(2) ③ 講習会について、アンケート調査により顧客満足度は、5段階評価平均で3.5以上となっていることから、計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）

(3) 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上を図るため、以下の取組を行う。 ① 分析業務の精度管理 分析試験を伴う検査等業務に係る信頼性を確保するため、外部技能試験への参加等、個別の分析業務の目的に応じた精度管理を行う。	(3) 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上を図るため、以下の取組を行う。 ① 分析業務の精度管理 分析試験を伴う検査等業務に係る信頼性を確保するため、ISO/IEC 17025 の考え方に基づき、作業手順書等の基準文書に基づく業務管理及び技術管理を推進し、外部技能試験への参加等、個別の分析業務の目的に応じた精度管理を行う。	<定量的指標> ◇外部技能試験の実施予定数に対する実施率：100% (参加回数/計画件数)	<主要な業務実績> ① 分析試験等の信頼性確保を図る観点から、引き続き ISO/IEC 17025 の自己適合宣言等の取組を継続するとともに、自己適合宣言の対象項目以外の分析項目についても ISO/IEC 17025 の考え方に基づく業務管理及び技術管理を推進し、個別の分析業務の目的に応じた精度管理を実施するため、これまでの取組の検証を行い、新たな分析試験業務の信頼性確保に関する方針を策定した。 また、ISO/IEC 17025:2017 の自己適合宣言の取組のほか、検査・分析に係る信頼性を確保するため、検査等業務に応じて次の取組を行った。 ○肥料の検査・分析 ISO/IEC 17025:2017 の考え方に従い、肥料試験品質マニュアル及び信頼性確保に係る手順書等に基づき、業務管理及び技術管理を行った。また、担当部長をラボラトリマネジメントとし、肥料試験マネジメントシステムのマネジメントレビューを行い、内部監査、外部精度管理、内部品質管理等の結果を検証した。 ○農薬の検査・分析 ISO/IEC 17025:2017 の考え方に従い構築した分析業務管理システムに基づき、業務管理及び技術管理を行った。 ○飼料及び飼料添加物並びにペットフードの検査・分析 ISO/IEC 17025:2017 の考え方に従い構築した分析業務管理システムに基づき、業務管理及び技術管理を行った。 ○食品等の検査・分析 ISO/IEC 17025:2005 の考え方に従い、基準文書に基づき、試験を実施し、試験実施記録等の必要な記録の励行と確認を行った。 全ての分析試験業務について内部精度管理を適正に実施するとともに、ISO/IEC 17025 に基づくマネジメントシステムを構築した業務等については外部機関が主催する技能試験に検査分析に携わる職員を参加（11 回、延べ 33 名）させた。 【実施率 100%（11/11）】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり外部技能試験を実施した。また ISO/IEC 17025:2017 自己適合宣言の取組等を進め、国際的に通用する ISO 規格に準拠したマネジメントシステムの体制の構築を進めており、事業計画における所期の目標を達成している。	(3)① 分析試験を伴う検査等業務に係る信頼性を確保について、外部技能試験を 11 件実施し、実施率 100%である。 また、分析試験の信頼性確保のために ISO/IEC 17025 の自己適合宣言について取組を実施していることから、計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）
② 技術研修の実施 検査・分析、立入検査、調査等の業務に携わる職員の業務遂行能力を継続的に向上させるため、分析技術、分析機器の操作、分析の精度管理、関係法令に基づく立入検査、その他検査等業務の的確な遂行に必要な研	② 技術研修の実施 検査・分析、立入検査、調査等の業務に携わる職員の業務遂行能力の継続的向上を推進するため、令和 5 年度職員技術研修計画に基づき、分析技術、分析機器の操作、分析の精度管理、関係法令に基づく立入検査、その	<定量的指標> ◇実施率：100%（実施件数 / 計画件数）	<主要な業務実績> ② 検査・分析、立入検査、調査等の業務に携わる職員の業務遂行能力を継続的に向上させるため、令和 5 年度職員技術研修計画（全 31 件）に基づき、次のとおり研修を行った。【実施率 100%（31/31）】 研修の実施に当たっては、研修効果の適切な評価に資するためのアンケート等により研修効果を検証するとともに、事前学習課題を配布するなど、効果的な実施に取り組んだ。 ・中堅職員技術研修 1 件	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり検査等業務の的確な遂行に必要な研修を計画的に実施しており、所期の目標を達成している。	(3)② 技術研修について、検査・分析、立入検査、調査等の業務に携わる職員の業務遂行能力を継続的に向上させるために 31 件実施し、実施率は 100%であることか

修を計画的に実施する。	他検査等業務的的確な遂行に必要な研修を実施する。		採用後3年目程度の職員を対象とした研修を実施した。 ・外国語力強化研修 1件 業務上必要な英語力を習得するための英語力強化研修を実施した。 ・業務技術研修 29件 各法令に基づく立入検査に関する知識及び技術を習得するためのJAS法、食品表示法及び農薬取締法に基づく立入検査に係る研修に加え、化学分析における不確かさ研修やISO 9000審査員研修、GMPガイドライン検査員養成研修等を実施した。		ら、計画における所期の目標を達成していると認められる。 (評定：B)
(4) 関係機関との連携 ① 国民生活センターとの連携 独立行政法人国民生活センターとの連携については、相互の協力を推進することとし、講師派遣等について両者間の連携・協力に関する合意に基づき、適切に対応する。	(4) 関係機関との連携 ① 国民生活センターとの連携 独立行政法人国民生活センターとの連携については、両者間の連携・協力に関する合意に基づき、適切に対応する。	<定性的指標> ◇研修・講座の開催についての連携	<主要な業務実績> ① 独立行政法人国民生活センター（以下「国セン」という。）との協定（平成23年5月17日締結）に基づく、FAMICが分析対応する事案はなかった。 なお、国センとの合意（平成20年3月3日合意）に基づきFAMICの主催する研修会の講師として国セン職員の招へい（4回）、本部に設置されたPIO-NETの端末の利用等の連携を図った。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：研修・講座の開催についての連携を適切に実施しており、目標の水準を満たしている。	(4)① 国民生活センターとの連携について、研修会の講師として職員の招へい、商品テスト検討・評価委員会への委員派遣などを実施していることから、目標の水準を満たしていると認められる。（評定：B）
② 国際技術協力要請 独立行政法人国際協力機構等の関係機関からの国際技術協力等の要請については、国内活動及び専門家の海外派遣を行うとともに、海外からの研修員の受入れを行う。	② 国際技術協力要請 農林水産省、独立行政法人国際協力機構等の関係機関からの国際技術協力等の要請については、国内活動及び専門家の海外派遣を行うとともに、海外からの研修員の受入れを行う。	<定量的指標> ◇実施率：100%（専門家の派遣実施件数及び海外からの研修員の受入件数/依頼件数）	<主要な業務実績> ② JICAから技術協力専門家の派遣要請があり、職員を1回（1名）派遣した（第1-1-(2)農薬関係業務⑤の再掲）。また、JICAからの要請により海外からの研修員を受入れ、FAMICの業務概要、食品表示の科学的検査に関する研修を2回（延べ8か国、17名）実施した。 なお、日程や資料作成を含む内容の策定にあたっては派遣先や研修員の要望を入念に聞き取り、事前調整を行うことで、効率的かつ効果的に実施することができた。 【実施率100%（3/3）】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：要請のあった専門家の派遣及び海外からの研修員の受入実施率が100%であり、事業計画における所期の目標を達成している。	(4)② 国際技術協力業務について、要請に基づき3件実施しており、実施率は100%であることから、計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
第2－1		業務運営コストの削減							
当該項目の重要度、困難度		－	関連する政策評価・行政 事業レビュー		政策評価書：事前分析表農林水産省 5-④ 行政事業レビューシート事業番号：0053				
2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標		達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
(1) 業務運営コストの削減 (一般管理費削減率)		3%以上の抑制	(R4 年度予算額) 614,407 千円	3%削減 (削減額 6,918 千円)	3%削減 (削減額 6,757 千円)	3%削減 (削減額 7,187 千円)	3%削減 (削減額 6,957 千円)		
(業務経費削減率)		1%以上の抑制	(R4 年度予算額) 749,396 千円	1%削減 (削減額 7,647 千円)	1%削減 (削減額 7,623 千円)	1%削減 (削減額 7,585 千円)	1%削減 (削減額 7,494 千円)		
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価				
			業務実績	自己評価					
	以下の事業計画の実施にあたっては、法人の効率的な運営に資するため、人材、施設及び経費の活用において、各職員が自身の業務を点検し常に業務改善の意識を持って創意工夫に努め、効果的かつ効率的に業務に取り組むものとする。	<定量的指標> ○業務運営コストの削減 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：◇小項目 2（項目）×2 点（B）＝4 点 B：基準点（4）×9/10≦ 各小項目の合計点（4）< 基準点（4）×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画に基づき的確に実施するとともに、節電の取組など能動的に経費の削減を図った。		評定	B			
1 業務運営コストの削減 (1) 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（合同庁舎維持等分担金及び消費者物価指数による影響額を除く。）については令和4年度比3%以上の抑制、業務経費（消費者物価指数による影響額を除く。）については令和4年度比1%以上の抑制をすることを目標に削減する。	1 業務運営コストの削減 (1) 運営費交付金を充当して行う事業について、令和4年度比で一般管理費（合同庁舎維持等分担金及び消費者物価指数による影響額を除く。）を3%以上、業務経費（消費者物価指数による影響額を除く。）を1%以上抑制することを目標に、(2)による業務の見直し及び効率化を進める。	<定量的指標> ◇一般管理費削減率（合同庁舎維持等分担金及び消費者物価指数による影響額を除く。）：3%以上 <定量的指標> ◇業務経費削減率（消費者物価指数による影響額を除く。）：1%以上（ただし、新規・拡充分を除く。）	<主要な業務実績> (1) 人件費を除く運営費交付金で行う事業については、予算額において令和4年度と比較すると一般管理費については3%減、業務経費については1%減となった。		<評定と根拠> 評定：B 根拠：一般管理費は令和4年度比3%減となり、計画における所期の目標を達成している。 <評定と根拠> 評定：B 根拠：業務経費は令和4年度比1%減となり、計画における所期の目標を達成している。	(1) 一般管理費は令和3年度比3%減となっていることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B） (1) 業務経費は令和4年度比1%減となっていることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）			

	(2) 業務運営コストの縮減に当たっては、次の取組を行う。 ① 関連規程等に基づき積極的にアウトソーシングを実施する。 ② 設置している分析機器等については、その稼働状況や不具合の有無等の調査を定期的に行い、調査結果に基づいて他のセンター等への移設や他の検査等業務での有効活用を図るとともに、更新時期の延長等に資するため、効果的な保守点検を行う。 ③ 環境配慮・無駄削減推進委員会において、一般管理費について経費節減の余地がないか等の見直しを引き続き行い、無駄削減の取組目標を定め、厳格な自己評価を行う。		(2) 業務運営コストの縮減に当たっては、次の取組を行った。 ① 「アウトソーシング実施規程」に基づき、外部委託することにより業務運営の効率化に資するものとして、次に掲げる業務についてアウトソーシングを行い、業務の効率化を図った。 ・残留農薬分析用混合標準液及びびび毒分析用混合標準液の調製作業 ・メールマガジンの配信作業・広報誌の印刷及び発送作業 ② 分析機器等については、稼働状況を踏まえ、センター内で集約化を実施するとともに、更新時期の延長等に資するため、点検等に係る統一的な基準である「FAMIC における分析機器整備・管理方針」に基づき、効果的な保守点検を行った。 ③ 環境配慮・無駄削減推進委員会において、一般管理費について経費節減の余地がないか等の見直しを引き続き行い、無駄削減の取組目標を定め、厳格な自己評価を行った。 (表 2-2-1 参照)		指標のない (2) の業務運営コストの縮減のための取り組みについては計画のとおり適切に実施していると評価する。
--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-2	人件費の削減等		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省5-④ 行政事業レビューシート事業番号：0053

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	人件費の削減	人件費 (令和4年度予算額以下)	前年度予算額	4,480,928千円 (2年度予算額)	4,467,883千円 (3年度予算額)	4,424,395千円 (4年度予算額)	4,424,354千円 (5年度予算額)		

* 新規・拡充業務に伴う増員分、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を含む。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
		以下の事業計画の実施にあたっては、法人の効率的な運営に資するため、人材、施設及び経費の活用において、各職員が自身の業務を点検し常に業務改善の意識を持って創意工夫に努め、効果的かつ効率的に業務に取り組むものとする。	<定量的指標> ○人件費の削減等 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：◇小項目1(項目)×2点(B)=2点 B：基準点(2)×9/10≦各小項目の合計点(2)<基準点(2)×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画に基づき的確に実施した。		評定 B
	2 人件費の削減等 給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、国家公務員の給与を参酌するとともに、役職員の給与の在り方について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表するとともに、総人件費を令和4年度以下とする。 また、役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(令和4年10月7日閣議決定)に基づき適切に実施する。	2 人件費の削減等 給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、国家公務員の給与を参酌するとともに、役職員の給与の在り方について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表するとともに、総人件費を令和4年度以下とする。ただし、新規・拡充業務に伴う増員分、退職金、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)、非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。 また、役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(令和4年10月7日閣議決定)を踏まえ、適切に対応す	<定性的指標> ◇人件費(令和4年度予算額以下) ただし、新規・拡充業務に伴う増員分、退職金、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)、非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。	<主要な業務実績> 給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、国家公務員の給与を参酌し、国と同水準を維持しており、令和5年度のラスパイレス指数(事務・技術職員)は96.6であった。 役職員の報酬・給与等については、報酬水準の妥当性に係る検証結果や取組状況について令和4年度分までをホームページにおいて公表した。 役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(令和5年10月20日閣議決定)等を踏まえ、役員給与規程及び職員給与規程を改正し、令和5年4月から一般職員俸給表を若年層に重点を置きつつ改定率を適正に平均1.1%引上げ、役員の俸給についても職員との均衡を基本として0.3%程度引上げ、併せて期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支給割合の引上げを行った。 また、長時間労働の削減については、次世代育成支援行動計画に基づき各種対策に取り組んだ。 総人件費については、常勤職員数を令和5年1月1日時点(※)の626名から637名(令和6年1月1日時点)と増加しているものの、人員の新陳代謝により令和4年度と比較して人件費(退職金及び福利厚生費(法定福	<評定と根拠> 評定：B 根拠：人件費は令和4年度予算額以下であり、目標の水準を満たしている。	<評定に至った理由> 1の小項目はBであり、項目別評定はBであったため。 ※小項目の点数の計算結果は法人の自己評価と同じ。 具体的には、人件費については、令和4年度と比較して削減(目標値：令和4年度予算額以下)しており、計画における所期の目標を達成していると認められる。(評定：B) また、給与水準については、役職員の給与改定に当たって、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」を踏まえ職員給与規程を改正する等国と同水準が維持されており適切なものとなっている。

		る。		利費及び法定外福利費）並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）が3.6%減額となった。 ※ 独立行政法人通則法第60条の規定による常勤職員数の国会報告基準日である。		
--	--	----	--	---	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-3	調達等合理化の取組		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省5-④ 行政事業レビューシート事業番号：0053

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
調達等合理化の取組(一者応札・応募等の改善)	一者応札・応募等の改善状況 (令和4年度までは、競争性のある契約に占める一者応札・応募割合)	— (令和4年度は、42%以下)	39%	32%	23%	一者応札・応募となった契約(30件)のうち、「4.その他参考情報」に示す基準に該当しないと判断された契約は8件あった。		
調達等合理化の取組(随意契約にすることができる事由の明確化)	随意契約にすることができる事由の明確化	—	22件 契約監視委員会による事後評価の実施	21件 契約監視委員会による事後評価の実施	21件 契約監視委員会による事後評価の実施	25件 契約監視委員会による事後評価の実施		
調達等合理化の取組(契約監視委員会における点検・見直しの状況)	契約監視委員会における点検・見直しの状況	—	いずれも事由について契約監視委員会による事後評価を受け、妥当性が確認されている。	いずれも事由について契約監視委員会による事後評価を受け、妥当性が確認されている。	いずれも事由について契約監視委員会による事後評価を受け、妥当性が確認されている。	いずれも事由について契約監視委員会による事後評価を受け、妥当性が確認されている。		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価		
	以下の事業計画の実施にあたっては、法人の効率的な運営に資するため、人材、施設及び経費の活用において、各職員が自身の業務を点検し常に業務改善の意識を持って創意工夫に努め、効果的かつ効率的に業務に取り組むものとする。	<定量的指標> ○契約の点検・見直し 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：C 根拠：◇小項目2(項目)×2点(B)+小項目1(項目)×1点(C)=5点 C：基準点(6)×5/10≤各小項目の合計点(6)<基準点(6)×9/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画に基づき実施したが、改善の余地があると考えられる契約があり、目標の水準を満たさなかった。		評定	C
3 調達等合理化の取組 調達等合理化の取組については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)	3 調達等合理化の取組 公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を促進するため、次の取組を行う。 (1) 調達等合理化の取組について	<定性的指標> ◇一者応札・応募等の改善状況※	<主要な業務実績> 公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を促進するため、次の取組を行った。 (1) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年	<評定と根拠> 評定：C 根拠：計画のとおり調達等合理化計画に基づく一者応札・応募の改善に取り組んだものの、「4.そ	<評定に至った理由> 3の小項目のうちBが2項目、Cが1項目であり、小項目を積み上げた項目別評定はCであったため。 ※小項目の点数の計算結果は法人の自己評価と同じ。 具体的には、次のとおり。	

等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」を着実に実施し、以下の取組を行う。 (1) 契約については原則一般競争入札とし、一者応札・応募等の改善に不断に取り組む。	は、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等に基づき策定する「調達等合理化計画」を着実に実施する。 (2) 一般競争入札については、幅広く周知し、仕様書の見直しや公告期間を十分確保する等の改善に不断に取り組み、一層の競争性が確保されるように努める。	※ 詳細は「4. その他参考情報」に記載	5月25日総務大臣決定）等に基づき、「調達等合理化計画」を策定し実施した。 (表2-3-1 参照) (2) 一者応札・応募の改善に資するため、これまでのメールマガジン等を活用した調達情報の提供、仕様書の見直しや公告期間を十分確保、調達要求の集約化、ホームページへの調達予定情報の早期掲載、積極的な競争参加者の発掘に取り組んだものの、一者応札・応募となった件数（30件）のうち「4. その他参考情報」の記載を満たすことができなかった契約（8件）があった。 これら8件の契約について、詳細に原因を検証した結果、応札者確保のための取組について、改善の余地があると考えられる契約が確認された。 一者応札・応募となった契約については、外部有識者を交えた契約監視委員会において妥当性及び改善方策について審議及びフォローアップを行った結果、当該委員会における意見の具申や勧告はなく、当該委員会の概要をホームページで公表した。 また、過去の不適正経理に係る再発防止強化策をはじめとする発注・検収事務に係る自己点検を行い、適切に処理されていることを確認するとともに、再発防止強化策の風化を防ぐため、各地域センター等業務管理課長等や担当者に対して当該対策の策定経緯を含め定期的に周知し、不祥事の未然防止・再発防止の再認識に努めた。	の他参考情報」の記載を満たすことができなかった契約があった。	一者応札・応募となった契約（30件）のうち「4. その他参考情報」の記載を満たすことができなかった契約が8件あったことから、目標の水準を満たしておらず改善を要する。 (評定：C) 〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉 法人において、上記8件の原因の検証を行っており、改善の余地があると考えられる契約が確認されている。一者応札・応募等低減に向け、より一層の改善方策の検討に取り組み、競争性の確保に努める必要がある。
(2) 随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成26年10月1日付け総管査第284号総務省行政管理局長通知）に基づき、随意契約によることができる事由を明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。	(3) 随意契約については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）、「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成26年10月1日付け総管査第284号総務省行政管理局長通知）に基づき、随意契約によることができる事由を明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。	＜定性的指標＞ ◇随意契約によることができる事由の明確化	＜主要な業務実績＞ (3) 随意契約については平成27年7月に改正した契約事務取扱規程に基づき、随意契約による事由を明確にした「随意契約理由書」により、公平性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施するとともに、調達等合理化検討会において当該調達手続について点検を受けた。 また、令和5年6月に策定した「調達等合理化計画」に基づき、競争性のない随意契約の事由の明確化、公正性・透明性の確保に努めた。 この結果、競争性のない契約件数は25件であったが、いずれも取扱業者が特定され、競争の余地がないものとして、随意契約による事由を明確にし、当該事由については契約監視委員会において事後評価が行われ、その妥当性を確認した。 (表2-3-2 参照)	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：計画のとおり調達等合理化計画に基づく随意契約における事由の明確化等に適切に取り組んでおり、目標の水準を満たしている。	(3) 随意契約については、契約事務取扱規程に随意契約によることができる事由を明確化して調達を実施しており、さらに検討会において当該調達手続の点検が行われていることから、目標の水準を満たしていると認められる。(評定：B)
(3) 契約については監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において公平性等が確保されているかの点検・見直しを行う。	(4) 契約については監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において公平性等が確保されているかの点検・見直しを行う。 (5) 調査研究業務に係る調達については、透明性を高める観点から、	＜定性的指標＞ ◇契約監視委員会における点検・見直しの状況	＜主要な業務実績＞ (4) 契約監視委員会を次のとおり開催し、個々の契約案件の事後点検を受けた。 併せて一者応札の改善方策についてフォローアップ等がなされた。 ① 令和5年5月23日：理事長が定める基準（新規の随意契約、2か年連続の一者応札・応募など）に該当する個々の契約案件（令和4年度第3～第4四半期分）の事後点検 ② 令和5年12月25日：理事長が定める基準に該当する個々の契約案件（令和5年度第1～第2四半期分）の事後点検 (5) 調査研究業務に係る調達について、平成23年2月に開催された「研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議（関係府省）」及び「同検証会	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：契約監視委員会の点検結果、フォローアップ内容を踏まえ、調達合理化を着実に推進しており、目標の水準を満たしている。	(4) 契約監視委員会における公平性等の確保に関する点検・見直しについて、点検結果及びフォローアップの結果を踏まえて調達の合理化を推進していることから、目標の水準を満たしていると認められる。(評定：B)

	他の独立行政法人の優良な事例等を収集し、応用の可能性を検討する。		議（関係法人）」における検討内容の情報収集を行うとともに、FAMIC での応用の可能性について検討を行った結果、新たに応用できる事例は見受けられなかった。		
--	----------------------------------	--	---	--	--

4. その他参考情報					
※ ①及び②を満たすこと。 ① 一者応札・応募等がないこと。 ただし、以下のアからエに該当する場合を除く。 ア 「公共調達適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号財務大臣通知）記の 1. (2) ②ロ（ロ）に掲げる公募を行った契約であって、その公募の結果一者応募となったもの イ 次年度契約を行わないことが明らかなもの ウ 研究開発に係る契約であって、研究目標達成のため次年度以降も契約の相手方が同一と見込まれるもの エ 前々年度（同一の年度に数次にわたって契約を行っているものについては、前々回。）の契約において一者応札・応募等となり、かつ、契約監視委員会の審査を経た一者応札・応募等の改善策を実施したにもかかわらず、前年度の入札の結果一者応札・応募等となったものであって、改善の余地が見込まれないとして契約監視委員会の承認を得たもの ② 契約監視委員会における意見の具申又は勧告がないこと。					

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-4	情報システムの整備及び管理		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省5-④ 行政事業レビューシート事業番号：0053

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
情報システムの整備及び管理	情報システムの整備及び管理の取組	—	—	—	—	PMOを設置し、適切に運用			
情報システムの整備及び管理(PMOの設置等の検討状況)	PMOの設置等の検討状況	—	—	—	令和5年4月1日からPMOを設置することとした。	—			
情報システムの整備及び管理(情報システム整備に係る投資対効果の精査結果)	情報システム整備に係る投資対効果の精査結果	—	—	—	投資対効果を精査し、法人文書管理システムを導入し、令和5年度から運用できるようにした。	—			
情報システムの整備及び管理(クラウドサービスの活用実績)	クラウドサービスの活用実績	—	—	—	勤怠管理システム、法人文書管理システムに加え、クラウド型業務アプリ開発ツールを導入し、令和5年度から運用できるようにした。	—			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価		
		<定量的指標> ○情報システムの整備及び管理中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：◇小項目1(項目)×2点(B)=2点 B：基準点(2)×9/10≦各小項目の合計点(2)<基準点(2)×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画の所期の目標を達成した。		評定	B
4 情報システムの整備及び管理 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うPJMを支援するPMOを	デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うPJMを支援するPMOを	<定性的指標> ◇情報システムの整備及び管理の取組状況	<主要な業務実績> 令和5年4月1日付けで設置したPMOについて、FAMIC LANシステムを構成するサーバ更新に関する令和6年度当初予算要求及び令和5年度補正予算要求作業においてPJMに対して助言を行うなど適切に運用した。 また、情報システムの整備及び管理に関する委員会において長期的な情報システムの整備方針を決定するに当たり、PJMに対して助言を行うなど適切に運用した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：令和5年4月1日付けで設置したPMOはPJMに対して助言を行うなど適切に運用しており、目標の水準を満たしている。	<評定に至った理由> 1の小項目はBであり、項目別評定はBであったため。 ※小項目の点数の計算結果は法人の自己評価と同じ。 具体的には、情報システムの整備及び管理の取組状況については、令和5年4月1日からPMOを設置し、PJMに対して助言を行うなど適切に運用していることから、目標の水	

	行うとともに、情報システムの整備及び管理を行う PJMO を支援する PMO を適切に運用する。	適切に運用し、必要に応じ運用体制の見直しを行う。				準を満たしていると認められる。(評定：B)
--	--	--------------------------	--	--	--	-----------------------

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第3-1	保有資産の見直し等							
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省5-④ 行政事業レビューシート事業番号：0053					

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
保有資産の見直し等	保有資産の見直し状況	—	保有資産の維持	保有資産の維持	保有資産の維持	保有資産の維持		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価		
		＜定量的指標＞ ○保有資産の見直し等 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：◇小項目1(項目)×2点(B)=2点 B：基準点(2)×9/10≦各小項目の合計点(2)<基準点(2)×12/10 ＜課題と対応＞ 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 ＜業務の評価＞ 事業計画に基づき的確に実施した。		評定	B
1 保有資産の見直し等 保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」(平成26年9月2日付け総管査第23号総務省行政管理局長通知)に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。	4 保有資産の見直し等 保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」(平成26年9月2日付け総管査第23号総務省行政管理局長通知)に基づき、保有の必要性を確認し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。	＜定性的指標＞ ◇保有資産の見直し状況	＜主要な業務実績＞ 保有資産の見直し等については、保有している庁舎及びその敷地3か所(農薬検査部、神戸センター、福岡センター)、ほ場1か所(岩槻ほ場)、分析機器等について、利用・稼働状況に係る調査を実施し、保有の必要性の見直しを行った。 (表3-1-1参照) なお、宿舍及び福利厚生施設は保有していない。		＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：計画のとおり保有資産の必要性について見直ししており、目標の水準を満たしている。	

4. その他参考情報	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-2	自己収入の確保		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省5-④ 行政事業レビューシート事業番号：0053

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
自己収入の確保	自己収入確保の状況	—	・講習会の実施 ・講師派遣の周知・広報 ・保有特許の周知・広報 ・手数料の見直し	・講習会の実施 ・講師派遣の周知・広報 ・保有特許の周知・広報 ・手数料の見直し	・講習会の実施 ・講師派遣の周知・広報 ・保有特許の周知・広報 ・手数料の見直し	・講習会の実施 ・講師派遣の周知・広報 ・保有特許の周知・広報 ・手数料の見直し		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価		
		＜定量的指標＞ ○自己収入の確保 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：◇小項目1（項目）×2点（B）＝2点 B：基準点（2）×9/10≤各小項目の合計点（2）＜基準点（2）×12/10 ＜課題と対応＞ 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 ＜業務の評価＞ 計画に基づき、自己収入を確保するための確に取組を実施したことから、目標の水準を満たしている。		評定	B
2 自己収入の確保 FAMICの事業の目的を踏まえつつ、依頼に基づく検査及び講師の派遣等について適切に対応するとともに、受託収入の獲得、受益者の負担の水準について不断の見直しを図ること等により、自己収入の確保に努める。	5 自己収入の確保 自己収入を確保するため、次の取組を行う。 (1) 主催講習会の実施については、ニーズの把握に努め、適切に実施する。 (2) 事業者、生産者、都道府県等からの依頼に基づく検査及び講師派遣等について、ホームページ、メールマガジン、広報誌等を通じて周知・広報を行う。 (3) 保有の必要性が認められる特許権については、特許による収入を図るため周知・広報する。 (4) FAMICの技術力を活かした受託業務の獲得・実施に努める。 (5) 手数料の見直しを行い、必要に応じて改定する。 (6) 寄付金の申し出があった場合には、当該申出者とFAMICの業務との関係に留意して適切に対応する。	＜定量的指標＞ ◇自己収入確保の状況	＜主要な業務実績＞ 自己収入を確保するため、次の取組を行った。 (1) 主催講習会については、アンケート調査や聞き取りによりニーズを把握し適切に実施した。 (2) 事業者等が主催する講習会へ有料で講師派遣を行っていること等について、引き続きホームページ、メールマガジン等を通じて周知・広報を行った。 (3) 保有する特許権「生糸ずる節検出方法および装置」については、令和5年12月で存続期間が終了した。 (4) FAMICの技術力を活かした受託業務として、集成材等のJASに規定された接着剤の同等性能確認、DNA判定技術の室間妥当性検証に係る業務を獲得・実施した。 (5) 講師派遣等における手数料について、より実態に合わせた徴収ができるよう算定方法を見直し、最新の根拠資料に基づいて人件費相当額を改定し、単価を算出した。改定内容はホームページに掲載し、事業者等への周知を図った。 (6) 寄付の申出については該当する事案はなかった。	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：計画のとおり自己収入を確保するための取組を行っていることから、目標の水準を満たしている。	具体的には、主催者講習の実施に当たってのニーズを把握して実施していることに加え、講習及び講師派遣等については、ホームページ等を通じて周知・広報を行うことにより自己収入の確保に努めていることから、目標の水準を満たしていると認められる。（評定：B）	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-3	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省5-④ 行政事業レビューシート事業番号：0053

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組	経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組	—	経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組の実施	経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組の実施	経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組の実施	経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組の実施			
法人運営における資金の配分状況	法人運営における資金の配分状況	—	適切に資金を配分した。	適切に資金を配分した。	適切に資金を配分した。	適切に資金を配分した。			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価			
		＜定量的指標＞ ○予算、収支計画及び資金計画 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：◇小項目2（項目）×2点（B）＝4点 B：基準点（4）×9/10≦各小項目の合計点（4）＜基準点（4）×12/10 ＜課題と対応＞ 引き続き適切に対応する。 ＜業務の評価＞ 事業計画に基づき的確に実施した。		評定	B	＜評定に至った理由＞ 2の小項目はBが2項目であり、小項目を積み上げた項目別評定はBであったため。 ※小項目の点数の計算結果は法人の自己評価と同じ。 具体的には、予算の執行が適切に行われ、業務経費、一般管理費の節減に取り組むとともに、予算不足が生じないように定期的に執行状況を把握しており、適切かつ効率的な資金配分がなされていることから、目標の水準を満たしていると認められる。（評定：B）
—	1 予算 2 収支計画 3 資金計画	＜定性的指標＞ ◇経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組	＜主要な業務実績＞ 令和5年度においても予算の執行を適切に行い、令和4年度に引き続き、業務経費、一般管理費の削減に取り組んだ。（財務諸表等参照） 独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、令和5年度の財務諸表等について監査法人による監査を受けた。その結果、会計報告については準拠すべき会計基準に従い適正に処理されていること、また、財務状況、運営状態等に関する情報が正しく表示されていることが確認された。	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組を実施した。			
	—	＜定性的指標＞ ◇法人運営における資金の配分状況	＜主要な業務実績＞ 平成27年度から行政執行法人へ移行し、単年度管理型の経理となったことから、予算不足が生じないように定期的に執行状況を把握するとともに、適切かつ効率的な資金配分を行った。 （表3-3-1 参照）	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：適切に資金を配分した。			

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
第3-4		短期借入金の限度額							
当該項目の重要度、困難度		—		関連する政策評価・行政事業レビュー					

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	短期借入金の限度額	法人の短期借入金について、借入に至った理由及び使途、金額及び金利、返済の見込み	—	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価				
				＜定量的指標＞ ○短期借入金の限度額 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。	＜評定と根拠＞ 評定：— 根拠：実績がないため評価せず。 ＜課題と対応＞ 引き続き適切に対応する。 ＜業務の評価＞ —		評定	—	
	—	第4 短期借入金の限度額 令和5年度：9億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入れが遅延 公務災害及び通勤災害が発生した場合の災害補償費の借入れ	＜定性的指標＞ ◇法人の短期借入金について、借入に至った理由及び使途、金額及び金利、返済の見込み	＜主要な業務実績＞ 該当する事案はなかった。		＜評定と根拠＞ 評定：— 根拠：実績がないため評価せず。		＜評定に至った理由＞ 実績がないため評価を実施せず。（評定：—）	

4. その他参考情報									

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-1	職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省5-④ 行政事業レビューシート事業番号：0053

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
職員の人事に関する計画 (人材確保・育成の状況)	人材確保・育成の状況	－	人材確保・育成方針を策定した。	人材確保・育成方針を踏まえ取組を実施した。	人材確保・育成方針を踏まえ取組を実施した。	人材確保・育成方針を踏まえ取組を実施した。			
職員の人事に関する計画 (人事評価システムによる評価の実施、システムの見直し)	人事評価システムによる評価の実施、システムの見直し	－	人事評価システムによる評価を実施した。	人事評価システムによる評価を実施した。	人事評価システムによる評価及びシステムの見直しを実施した。	人事評価システムによる評価を実施した。			
職員の人事に関する計画 (女性登用の促進状況)	女性管理職登用の状況	－	①役員に占める女性の割合は16.7% ②管理職に占める女性の割合は4.7%	①役員に占める女性の割合は16.7% ②管理職に占める女性の割合は6.9%	①役員に占める女性の割合は16.7% ②管理職に占める女性の割合は6.0%	①役員に占める女性の割合は16.7% ②管理職に占める女性の割合は5.8%			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価		
		＜定量的指標＞ ○職員の人事に関する計画 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：◇小項目3（項目）×2点（B）＝6点 B：基準点（6）×9/10≦各小項目の合計点（6）＜基準点（6）×12/10 ＜課題と対応＞ 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 ＜業務の評価＞ 事業計画に基づき的確に実施した。		評定	B
1 職員の人事に関する計画 従前から実施している関係法令に基づいた業務に加え、農林水産行政の見直しに対応した国からの要請等に確実に応え、業務の円滑な推進を図るため、計画的	2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） 従前から実施している関係法令に基づいた業務に加え、農林水産行政の見直しに対応した国からの要請等に確実に応え、業務の円滑な推進を図ることを目的に必要な人材の確保・育成を推進するた	＜定性的指標＞ ◇人材確保・育成の状況	＜主要な業務実績＞ ・人材確保のため、Web を活用した業務説明会の開催等により FAMIC を PR し、農学、化学等の試験区分の国家公務員合格者から、予定どおり 22 名の新規採用者を確保した。 ・人材育成のため、FAMIC 主催の階層別研修を 8 つ開催し 233 名が参加した。また、人事院等主催の 8 の研修に 17 名参加させた。	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：人材確保・育成方針を踏まえ、人材確保及び育成の取組を行っており、目標の水準を満たしている。	人材確保・育成方針を踏まえ、業務説明会や階層別研修の開催等の取組を行っていることから、目標の水準を満たしていると認められる。（評定：B）	

な人事交流や研修等により職員の資質向上を図る等、必要な人材を確保・育成する取組を推進する。 FAMIC の人事評価システムにより職員個々の能力や実績等を的確に把握して適材適所の人材配置を行い、職員の意欲向上、能力の最大化を図る。	め、人材確保・育成方針を踏まえ次の取組を行う。 なお、FAMIC の人事評価システムにより職員個々の能力や実績等を的確に把握して適材適所の人材配置を行い、職員の意欲向上、能力の最大化を図る。 (1) 適切かつ効率的な業務運営を図るため、業務の重点化及び効率化を行うとともに、適切な要員、人事配置を行う。 (2) 人事交流については、農林水産省等と計画的に実施することとし、諸事情に即し、一方に偏らないことを基本とする。 (3) 職員の採用に当たっては、人事院が行う学生への説明会、大学等が行う就職説明会等への参加や、インターネット等を活用した広報活動とともに、分析の基礎的能力、農林水産物や食品、農業生産資材に関する専門的知識等を有する農学、化学等及び行政の試験区分の国家公務員試験合格者等から採用する。	<定性的指標> ◇人事評価システムによる評価の実施、システムの見直し	<主要な業務実績> 職員の人事については、本人の希望等も尊重しつつ、人事評価システムによる評価を実施することにより職員それぞれの能力や実績を総合的に判断し、人材配置を行った。また、令和5年4月期人事異動において、人事ルールの特例措置（育児や介護等の事情により勤務地を変更できない職員を特例措置として勤務地の変更なく昇任させるもの。）により2名を昇任させる人事企画を行い、意欲向上等を図った。（特例措置適用者は職員に公表。） 人事評価システムについては、検証を行った結果、令和5年度において、見直しはなかった。 (1) 適切な要員・人事配置 適切かつ効率的な業務運営を図るため、本部及び地域センター等の全ての業務部門においてスタッフ制を採用し、業務の進捗状況や内容の変化等に対応した職員の集中的かつ機動的な配置を実施した。 令和5年度の常勤職員数は637名（令和6年1月1日）となり、前年度626名（令和5年1月1日）から11名増加した。増加した理由としては、前年度の常勤職員数が減少したことを踏まえた新規採用者の採用を実施したことに加え、育児休業等取得者の増加に伴う代替職員の採用を実施したためである。 (2) 人事交流 職員のスキルアップや視野を広げる等組織の活性化や業務の円滑な推進を図るため、国の機関や他の法人等との人事交流を一方に偏らないよう計画的に実施した。（転出36名、転入37名） (3) 新規採用 Webを活用した業務説明会の開催等によりFAMICをPRし、農学、化学、行政等の試験区分の国家公務員合格者から、予定どおり22名の新規採用者を確保した。（再掲）	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり人事評価システムによる評価及び見直しの検証を実施しており、目標の水準を満たしている。また、人事ルール等の特例措置により昇任させる人事企画を行い、職員の職務への意欲向上や能力の最大化に繋がる取組を行った。	人事評価について、人事評価システムによる評価を実施し、見直しのための検証を実施していることから、目標の水準を満たしていると認められる。（評定：B）
「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）を踏まえ、女性の積極的な採用、育成及び登用のための取組を推進する。	(4) 女性登用の促進については、「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）を踏まえ、女性の積極的な採用、育成及び登用のための取組を行う。	<定性的指標> ◇女性登用の促進状況	<主要な業務実績> (4) 女性登用の促進 管理職の女性登用については、農林水産省との人事交流による女性管理職員の増減は見通せないものの、今後の管理職の定年退職予定者を見越して、登用対象者を把握し、管理職登用に向け土台作りが必要であることから、管理職登用の可能性がある女性職員に対し意識啓発のため人事院主催の女性登用候補者層を拡大することを目的とした研修への参加（6名参加）を促した。また、各部門人事担当部長が連携し、農林水産本省、地方農政局等の人	<評定と根拠> 評定：B 根拠：女性管理職候補者の拡大のための研修参加の促進とともに、男女ともに活躍できる職場環境作り及び意識改革等の取組を行い、短期及び中長期的な取組により、女性管理職の登用拡	女性の登用について、研修及び座談会の開催、ワークライフバランスを推進する制度の整備など女性管理職の登用拡大のために短期及び中長期的な取組を実施していることから、目標の水準を満たしていると認められる。（評定：B）

			事担当と人事交流の調整を行い、管理職への女性登用の人事企画に努め、2人を新たに配置した。 さらに令和5年度は次の取組を行い、男女ともに活躍できる職場風土及び意識改革等を図った。 ・仕事と家庭の両立のための支援制度を周知するために両立支援制度に関する研修(e-ラーニング)を実施し、仕事と家庭の両方で男性と女性ともに貢献できる職場風土の醸成を図った。 ・より女性が働きやすい職場作りのため、女性職員の活躍に繋がるワークライフバランスに関する座談会(Webを使用することにより、参加を希望する全国の女性職員を対象)を実施した。 ・育児休業の取得促進を図るため育児休業取得者の意見や実体験を反映した「FAMIC 育児休業取得ハンドブック」を作成した。 ・令和6年度の階層別研修においても引き続き、ワークライフバランス推進に関する講義を盛り込み、組織全体に広く浸透する研修計画を策定した。	大のための取組を積極的に行っており、目標の水準を満たしている。	
--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-2	内部統制の充実・強化		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省5-④ 行政事業レビューシート事業番号：0053

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
① 運営基本理念、運営方針、行動方針、コンプライアンス基本方針等の見直し状況	運営基本理念、運営方針、行動方針、コンプライアンス基本方針等の見直し	—	「行動理念」及び「行動方針」を、「運営基本理念」、「運営方針」、「行動指針」として改訂	内部統制委員会を1回開催	内部統制委員会を1回開催	内部統制委員会を1回開催		
② リスク評価の実施状況、当該リスク評価に基づく低減策の検討状況	リスク評価の実施状況、当該リスク評価に基づく低減策の検討	—	行動理念及び行動方針の改定、リスク管理委員会を4回開催	リスク管理委員会を2回開催	リスク管理委員会を2回開催	リスク管理委員会を6回開催		
③ ガバナンスの確保及び法令遵守状況	ガバナンスの確保、法令遵守	—	役員会14回開催、コンプライアンス委員会2回開催	役員会17回開催、コンプライアンス委員会2回開催	役員会17回開催、コンプライアンス委員会1回開催	役員会22回開催、コンプライアンス委員会3回開催		
④ 監事監査の体制の整備及び内部監査の実施状況	監事監査の体制の整備、内部監査の実施	—	監事会7回開催、内部監査を適切に実施	監事会6回開催、内部監査を適切に実施	監事会4回開催、内部監査を適切に実施	監事会3回開催、内部監査を適切に実施		
⑤ 法人文書の管理、情報の公開及び個人情報の保護に関する対応状況	法人文書の管理、情報の公開及び個人情報の保護に関する対応	—	法人文書管理規則等の改正、e-ラーニングによる研修を実施	法人文書管理規則等の改正、e-ラーニングによる研修を実施	法人文書管理規則等の改正、e-ラーニングによる研修を実施	法人文書管理規則等の改正、e-ラーニングによる研修を実施		
⑥ 事故及び災害の未然防止に係る体制の整備	事故及び災害の未然防止に係る体制の整備	—	労働安全衛生マネジメントシステム手順書の改正(本部、地域センター等)	労働安全衛生マネジメントシステム手順書の改正(本部、地域センター等)	労働安全衛生マネジメントシステム手順書の改正(本部、地域センター等)	労働安全衛生マネジメントシステム手順書の改正(本部、地域センター等)		
⑦ 環境負荷の低減に資する物品調達状況	環境負荷の低減に資する物品調達	—	環境物品等の調達目標の設定・実施	環境物品等の調達目標の設定・実施	環境物品等の調達目標の設定・実施	環境物品等の調達目標の設定・実施		
⑧ 防災体制等の見直し状況	防災体制等の見直し	—	防災訓練の実施、防火・防災管理規則の改正(本部)	防災訓練の実施、防火・防災管理規則の改正(本部)	防災訓練の実施、防火・防災管理規則の改正(本部)	防災訓練の実施、防火・防災管理規則の改正(本部)		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価		
2 内部統制の充実・強化 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実行するほか、業務運営の阻害要因の除去・低減、業務改善の機会逸失防止及び労働安全衛生に係るリスク管理に取り組むなど、内部統制システムの更なる充実・強化を図る。	4 その他年度目標を達成するために必要な事項 ① 内部統制の充実・強化 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実行するほか、業務運営の阻害要因の除去・低減はもとより業務改善の機会逸失防止や労働安全衛生に係るリスク管理に取り組むとともに、内部監査実施方法を検証し、必要に応じて見直しを行うなど、内部統制システムの更なる充実・強化を図るため、次の取組を行う。	<定量的指標> ○内部統制の充実・強化 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：◇小項目7（項目）×2点（B）＋小項目1（項目）×1点（C）＝15点 B：基準点（16）×9/10≦各小項目の合計点（15）＜基準点（16）×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画に基づき内部統制を継続的かつ有効に機能させるため、内部統制システムの充実・強化を図った。		評定	B
<評定に至った理由> 8の小項目のうち、Bが7項目、Cが1項目であり、小項目を積み上げた項目別評定はBであったため。 ※小項目の点数の計算結果は法人の自己評価と同じ。 具体的には次のとおり。						
① 運営基本理念、運営方針、行動指針、コンプライアンス基本方針等内部統制推進上の基本的な方針や規程類について、内部統制に係る活動の体系的な実施の観点から、必要に応じ見直しを行う。	① 運営基本理念、運営方針、行動指針、コンプライアンス基本方針等内部統制推進上の基本的な方針や規程類について、内部統制に係る活動の体系的な実施の観点から、必要に応じ見直しを行う。	<定性的指標> ◇運営基本理念、運営方針、行動指針、コンプライアンス基本方針等の見直し状況	<主要な業務実績> 理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進するため、次の取組を通じ内部統制の更なる充実・強化を図った。 ① 内部統制の一層の充実を図るため、内部統制委員会からリスク管理委員会に対して、物価高騰、DX、農業再評価、名古屋センターの入居する名古屋農林総合庁舎の廃止、情報漏えい等に係るリスク低減の対応を明確に指示するなど、内部統制の推進を図った。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画に基づき内部統制を推進するため、理事長のリーダーシップの下、内部統制委員会を開催し、リスク管理委員会に対して各事項のリスク低減の対応を指示するなどにより内部統制の推進を図っており、目標の水準を満たしている。	① 運営基本理念、行動方針、コンプライアンス基本方針等の見直ししていることから、目標の水準を満たしていると認められる。（評定：B）	
② 業務実施上のリスクについて、識別、評価、管理を適切に行うため、必要に応じ規程類及びリスク管理体制の見直しを実施する。	② 業務実施上のリスクの識別、評価、管理を適切に行うため、必要に応じ関係規程類及びリスク管理体制の見直しを実施する。	<定性的指標> ◇リスク評価の実施状況、当該リスク評価に基づく低減策の検討状況	<主要な業務実績> ② 業務実施上のリスクの識別、評価、管理を適切に行うため、リスク管理委員会を6回開催して各内部統制推進責任者によるリスク管理の実施状況等について審議するとともに、令和5年度のリスク管理活動の運営体制及びリスク管理の実施手順を策定した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：リスクの識別、評価、管理については、役員のリーダーシップの下、リスク管理活動の運営体制及びリスク管理の実施手順に基づき行うことにより、リスクへの対応実績及び実績に対する評価をリスク管理表に記録し、役職員へ周知を図っており、目標の水準を満たしている。	② リスク評価の実施状況、当該リスク評価に基づく低減策の検討について、役員のリーダーシップの下、リスク管理活動の運営体制及びリスク管理の実施手順に基づき行うことにより、リスクの低減策を検討していることから、目標の水準を満たしていると認められる。（評定：B）	

③ 業務運営に関する重要事項については定期的に役員会において審議・報告し、適切なガバナンスを確保する。 また、役員会における指示・伝達事項を Web 会議システム等を通じて地域センター等も含め適切、迅速に周知徹底を行う。 さらに、役職員の法令遵守を徹底するため、コンプライアンス委員会での審議結果等を踏まえ、役職員への周知徹底を行う。	③ 業務運営に関する重要事項については、適切なガバナンスを確保するため定期的に役員会を開催し、審議・報告を行う。 また、役員会における指示・伝達事項を Web 会議システム等を通じて地域センター等も含め適切、迅速に周知徹底を行う。 さらに、役職員の法令遵守については、コンプライアンス委員会での審議結果を踏まえ、各種会議や研修の機会、グループウェア等を通じて、コンプライアンス基本方針等の周知徹底を行う。	<定性的指標> ◇ガバナンスの確保及び法令遵守状況	<主要な業務実績> ③ 役員会を 22 回開催し、法人運営に関する重要事項について審議・決定し各部長等に指示を行った。 また、Web 会議システムを活用した役員・所長等会議を 11 回開催し、役員会における組織、管理、経理及び業務等に関する決定事項等について、迅速な周知徹底を行った。 コンプライアンス委員会において令和 4 年度のコンプライアンス推進状況の報告、令和 5 年度のコンプライアンス推進の取組についての審議を行った。 審議の結果を踏まえ、コンプライアンスに関する研修・教育の実施及びコンプライアンスに関する意識啓発を図ることとした。具体的には、階層別研修において、FAMIC 運営基本理念やコンプライアンス基本方針等のコンプライアンスに関する講義の実施、役員・所長等会議における幹部職員を対象とした理事長講話によるコンプライアンス遵守の徹底を図るとともに、全役職員に対して機会ある毎に国家公務員倫理及び服務規律の遵守、交通事故・違反の防止等について、グループウェア等を通じて周知徹底を図った。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり役員会を開催しガバナンスを確保している。また、役職員への法令遵守を徹底するため、コンプライアンス委員会での審議結果等を踏まえた役職員への周知徹底をしており、目標の水準を満たしている。	③ ガバナンスの確保のために、役員会を開催し、審議、決定し、職員に周知をしている。また、役職員への法令遵守を徹底するため、コンプライアンス委員会での審議結果等を踏まえ、役職員へ周知徹底していることから、目標の水準を満たしていると認められる。（評定：B）
④ 監事監査の実効性を担保するため、体制整備を行う。 また、業務運営（会計を含む。）の横断的な点検を行うため、内部監査を行う。	④ 監事監査の実効性を担保するため、必要に応じ、監事と内部監査実施部門及び会計監査人の連携に関する実施体制の見直しを行う。 また、業務運営（会計を含む。）の横断的な内部監査を、理事長直属の組織である業務監査室において行う。また、監査能力の維持・向上を図るため、必要に応じて内部監査に関する研修を実施する。	<定性的指標> ◇監事監査の体制の整備及び内部監査の実施状況	<主要な業務実績> ④ 監事補佐として、業務監査室の職員 2 名を指名し、監事監査の体制整備を行うとともに、監事との連携強化を図り、監事監査及び監事会等に係る事務を行った。なお、監事会（3 回開催）では、監事間で監事調査に関して意見交換が行われた。また、監事監査にあたっては監事が内部監査部門、業務実施部門等から説明又は報告を受けた。 監事と会計監査人が実施した、令和 5 年度の監査に関する意見交換に業務監査室も参加するなど相互の緊密な連携を図った。 業務運営（会計を含む。）の横断的な内部監査を、理事長直属の組織である業務監査室においてリスクアプローチにより監査重点項目を抽出した上で実施した。 内部監査では軽微な不適合 6 件（①法人文書に該当する一部の委員会に関する文書は、保存期間の設定等の管理がされておらず、法人文書ファイル管理簿に未記載、②立入検査身分証明書の交付事実の確認に関する記録の一部が未記載、③産業廃棄物等の保管場所において、法令で定める保管施設の掲示板を未掲示、④當舖関係の契約手続きについて、調達要求表を作成しないまま、契約手続きを実施、⑤役務契約において、随意契約登録者名簿に登録されていない業者と随意契約を締結（2 か所の被監査部門で確認））を抽出し、必要な再発防止策を図った。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり監事監査の実効性を担保するための体制の整備を行うとともに、役員直属の組織が内部監査を実施しており、目標の水準を満たしている。	④ 監事監査補佐を指名することにより監事監査の体制を整備した。 また、業務運営の横断的な内部監査をリスクアプローチにより重点項目を抽出した上で実施しており、検出した軽微な不適合に対して必要な再発防止策を講じていることから、目標の水準を満たしていると認められる。（評定：B）
⑤ 法人運営の透明性を確保するため、公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）及び個人情報の保	⑤ 法人運営の透明性を確保するため、公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）及び個人情報の	<定性的指標> ◇法人文書の管理、情報の公開及び個人情報の保護に関する対応状況	<主要な業務実績> ⑤ 公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の目的等について、e-ラーニング及び研修資料を用いた自己学習により周知徹底した。	<評定と根拠> 評定：C 根拠：個人情報に係る情報漏えい事案が 2 件発生したことから、目標の水準を満たしていない。	⑤ 法人文書の管理、情報の公開及び個人情報の保護に関する対応について、e-ラーニング及び研修資料を用いて周知している。

護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。	保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、法律の目的等について職員への周知徹底を行う。		また、法人文書管理システムの導入に伴う法人文書の適正な管理のため、法人文書管理規則等を改正した。 なお、令和 5 年度において、個人情報に係る情報漏えい事案が 2 件発生したことから、農林水産省関係部局に報告した。2 件の概要については次のとおり。 ア メール誤送信、受領書類の遺失による個人情報漏えいが発生 (f) 事業者 A へのメールを職員が別の事業者 B に誤送信した事案が発生した。 (i) 立会調査時に認証機関から提供された書類を職員が紛失した事案が発生した。 (主な再発防止策) (f) メール誤送信事案 ・メールを送信する際には共用アドレスを使用し、メール送信前にドラフトに一旦保管したメール案を複数名で確認する。等 (i) 受領書類の遺失事案 ・提供される情報は原則、電子ファイルとし、タブレットに保存して調査を実施する。等 さらに再発防止策の有効性を検証するため、管理者によるフォローアップを行った。 イ 令和 4 年度にとった再発防止の評価との関係性 令和 4 年度に 2 件発生した情報漏えい事案（添付ファイルの誤り）との関係については再発防止策の実行により令和 5 年度においては同様（添付ファイルの誤り）の誤送信は発生しなかった。		しかし、個人情報に係る情報漏えい事案が 2 件発生している。個人情報の漏えいに関し、自ら発見し、速やかに対応している点については評価できるが、令和 4 年度から連続して情報漏えい事案が発生していることから、目標の水準を満たしておらず改善を要する。（評定：C） 〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方針〉 個人情報の漏えいが 2 件発生したことは重大な問題である。今回の事案は、令和 4 年度に発生した 2 件の情報漏えい事案とは性質が異なるものであり、既に法人において再発防止策を講じているが、再発防止策のフォローアップ等を適切に行い、今後は同様の事例が起らないように対策を徹底すること。
⑥ 労働災害及び健康障害を未然に防止するため、労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）により、職場における職員の安全と健康の確保及び増進に対する取組を一層推進する。	⑥ 職員の安全と健康の確保及び増進のため、安全衛生委員会による職場点検、健康診断やストレスチェックなどの安全衛生活動を OSHMS 手順書により実践し、労働安全の保持及び職員の心身両面の健康管理の充実に取り組む。	＜定性的指標＞ ◇事故及び災害の未然防止に係る体制の整備	＜主要な業務実績＞ ⑥ 本部及び地域センター等においては、各事業場の状況を踏まえ OSHMS 手順書を改正し、手順書の充実に取り組んだ。また、安全確保の取組として安全衛生委員会による職場点検の実施、健康保持増進の取組としてストレスチェックを実施した。ストレスチェックの結果、高ストレス者と判定された職員のうち、産業医が面接指導を必要とした職員で、面接指導を希望する全ての職員に対し面接指導を実施した。 令和 5 年度において、特殊ガス警報設備に係る不具合が確認された。具体的には、本部の特殊ガス警報設備（4 階、5 階、6 階の 3 か所）について、無停電電源装置のバッテリーが経年劣化により電圧低下が生じ、各警報盤に繋がっている全ての特殊ガス検知器が作動せず、警報が鳴らない状態となっていた。その後の処置として、特殊ガス警報装置の警報が作動停止している旨を本部役職員全員宛てにメールにて周知し、3 か所の特殊ガス警報設備について、無停電電源装置の交換工事を実施、ガス警報盤が正常に作動していることを確認した。工事までの不具合期間中も臨時にセンサーを整備する等適切に対応したところである。 本事案が生じたのは、担当者が特殊ガス警報盤の検知器の表示が消えているものの、警報盤自体は作動していると誤認し警報	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：計画のとおり OSHMS 手順書に基づき安全衛生活動を実践するとともに安全衛生委員会等を活用し安全確保に努めており、目標の水準を満たしている。	⑥ 事故及び災害の未然防止に係る体制の整備について、OSHMS により管理するとともに、安全衛生委員会による職場点検の実施、健康保持増進の取組としてストレスチェックを実施している。また、特殊ガス警報設備に係る不具合についても適切に対応し、再発防止策がとられていることから、目標の水準を満たしていると認められる。（評定：B）

			盤の作動状況を業者に確認しなかったことによるものである。この再発防止策として、機器・設備の表示が消えていたなどの場合は、担当者で判断することなく速やかに業者へ確認することとした。 なお、今回の事案により職員に健康障害を生じさせることはなかった。		
⑦ 業務活動における環境への影響を配慮するため、省エネルギー・省資源、廃棄物の削減及び適正処理、再使用・リサイクル率アップなど、環境汚染物質の排出削減、グリーン購入などを積極的に取り組む。	⑦ 業務活動に伴う環境へ配慮し、環境配慮・無駄削減推進委員会等の下、省エネルギー・省資源、廃棄物の削減及び適正処理、再使用・リサイクル率アップなど、環境汚染物質の排出削減、グリーン購入などに積極的に取り組む。	<定性的指標> ◇環境負荷の低減に資する物品調達状況	<主要な業務実績> ⑦ 「FAMIC における環境配慮の基本方針」、「FAMIC における環境配慮への行動目標」及び「独立行政法人農林水産消費安全技術センターがその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づき、省資源・省エネルギーに配慮した分析機器の効率的な利用や廃棄物の削減等環境負荷の低減に取り組むとともに環境配慮・無駄削減推進委員会において当該取組状況の検証を行った。また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）に基づき、令和 4 年 4 月に環境物品等の調達を推進する方針を定め、特定調達物品等（「環境物品等の推進に関する調達の基本方針」（令和 4 年 2 月 15 日閣議決定）に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの）ごとに調達目標を設定し、ホームページで公表している。 特定調達物品等ごとの調達目標については、いずれの特定調達物品等も 100%を達成した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり環境配慮の体制の下、調達が実施されており、目標の水準を満たしている。	⑦ 環境計画を策定し、環境に配慮した取組を行うとともに、環境物品等の調達を推進する方針を定め、特定調達物品等ごとに調達目標を設定し、特定調達物品等も 100%の調達目標を達成するなど、目標の水準を満たしていると認められる。（評定：B）
⑧ 大規模災害等へ備え、災害発生時の職員、施設等の安全確保及び業務機能を確保するための防災体制等を保持し、必要に応じて見直しを行う。	⑧ 大規模災害等へ備え、災害発生時の職員、施設等の安全確保及び業務機能を確保するための防災体制等を保持し、必要に応じて見直しを行う。	<定性的指標> ◇防災体制等の見直し状況	<主要な業務実績> ⑧ 大規模災害等に備えるため、本部及び地域センター等において防災訓練を実施するとともに、本部の防火・防災管理規則を改正した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり危機管理体制の見直しを実施しており、目標の水準を満たしている。	⑧ 本部及び地域センターにおいて避難訓練を実施するとともに、防災体制の見直しが行われていることから、目標の水準を満たしていると認められる。（評定：B）

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-3	業務運営の改善		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省5-④ 行政事業レビューシート事業番号：0053

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務運営の改善	法人の長のトップマネジメントによる業務運営の改善状況	—	業務運営懇談会1回開催 環境配慮・無駄削減推進委員会2回開催	業務運営懇談会1回開催 環境配慮・無駄削減推進委員会2回開催	業務運営懇談会1回開催 環境配慮・無駄削減推進委員会3回開催	業務運営懇談会1回開催 環境配慮・無駄削減推進委員会2回開催		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価		
		<定量的指標> ○業務運営の改善 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：◇小項目1(項目)×2点(B)=2点 B：基準点(2)×9/10≤各小項目の合計点(2)<基準点(2)×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画に基づき的確に実施した。		評定	B
3 業務運営の改善 法人の長のトップマネジメントによる業務運営の改善を推進するため、「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」(平成26年7月25日総務大臣決定)等を踏まえ、法人運営に関する重要事項や業務の進捗状況について評価・点検するとともに、国民目線を取り入れた業務改善活動の取組を行う。	(2) 業務運営の改善 法人の長のトップマネジメントによる効率的な法人運営と継続的な業務改善活動を推進するため、次の取組を行う。 ① 効率的・効果的な業務運営が行われているか確認するため、四半期ごとに予算の執行状況及び業務の進捗状況を役員会で審議する。 ② 外部の有識者を含めた業務運営に関する懇談会を年1回開催し、業務運営全般についての助言を受けることにより、国民の目線を取り入れた業務改善活動を行う。	<定性的指標> ◇法人の長のトップマネジメントによる業務運営の改善状況	<主要な業務実績> 効率的な法人運営と継続的な業務改善活動を推進するため、次の取組を行った。 ① 事業計画に基づく各部門の業務進捗状況を四半期ごとに取りまとめ、役員会において法人運営に関する重要事項や業務の進捗状況について審議することにより、予算の執行状況と業務の進捗状況を一体的に把握し、以後の業務執行に対する指示を行った。 ② 外部の有識者の参画による「業務運営懇談会」を開催し、令和4年度の業務実績評価案、令和5年度の業務実施状況などについて外部の有識者から助言等を頂いた。外部の有識者からは、ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョンの取組や緊急要請への対応などについて高く評価いただいた。一方で、業務量の増加に対応する取組の実施や若年層に向け魅力的な職場であることをアピールすることが重	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり業務運営の改善の取組を実施したことから、目標の水準を満たしている。	<評定に至った理由> 1の小項目はBであり、項目別評定はBであったため。 ※小項目の点数の計算結果は法人の自己評価と同じ。 具体的には、効率的な法人運営と継続的な業務改善活動を推進するために、事業計画に基づき、予算の執行状況と業務の進捗状況の一体的な把握と業務執行に対する指示、外部有識者の参画による「業務運営懇談会」での意見集約、環境配慮・無駄削減推進委員会を実施していることから、目標の水準を満たしていると認められる。(評定：B)	

	③ 業務運営の改善を推進するため、環境配慮・無駄削減推進委員会において、「国の行政の業務改革に関する取組方針 ～行政の ICT 化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」(平成 26 年 7 月 25 日総務大臣決定)等を踏まえ、業務改善が図られる取組の検討を行う。		要であるなど、意見があったところである。これらの意見を基に適宜改善を図った。 ③ 業務運営の改善を推進するため、環境配慮・無駄削減推進委員会を 2 回開催し、事業活動に係る環境活動の内容等について検討を行うとともに、「独立行政法人農林水産消費安全技術センターがその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」等に沿って、会議室への無線 LAN の導入や会議等資料の電子化によるペーパーレス化の推進、また、法人文書管理システムを活用した電子決裁を原則とするなど、業務改善に取り組んだ。	
--	--	--	---	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-4	情報セキュリティ対策の推進		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省5-④ 行政事業レビューシート事業番号：0053

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
情報セキュリティ対策の推進	情報セキュリティ取組状況	－	情報セキュリティ・ポリシーの見直しを実施など	情報セキュリティ・ポリシーの見直しを実施など	情報セキュリティ・ポリシーの見直しを実施など	情報セキュリティ・ポリシーの見直しを実施など		
	情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断のスコア：平均4.0以上	4.0以上	4.0	4.0	4.0	4.0		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価		
		＜定量的指標＞ ○情報セキュリティ対策の推進 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：◇小項目2（項目）×2点（B）＝4点 B：基準点（4）×9/10≦ 各小項目の合計点（4）＜ 基準点（4）×12/10 ＜課題と対応＞ 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 ＜業務の評価＞ 事業計画の所期の目標を達成した。		評定	B
					＜評定に至った理由＞ 2の小項目はBであり、小項目を積み上げた項目別評定はBであったため。 ※小項目の点数の計算結果は法人の自己評価と同じ。 具体的には次のとおり。	
4 情報セキュリティ対策の推進 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、制定した情報セキュリティ・ポリシーに基づき情報セキュリティ対策を講じ、その実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより改善を図るため、以下の取組を行う。	(3) 情報セキュリティ対策の推進 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、制定した情報セキュリティ・ポリシーに基づき情報セキュリティ対策を講じ、その実施状況を毎年度把握し PDCA サイクルにより改善を図るため、以下の取組を行う。		＜主要な業務実績＞ 政府統一基準群を含む政府機関における情報セキュリティ対策を踏まえた情報セキュリティ・ポリシーに基づき、次の取組を行った。			
(1) 情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直し	① 情報セキュリティ・ポリシーの見直しを適時適切に行う	＜定性的指標＞	① 情報セキュリティ委員会を外部の専門家の助言を得て開催し、情報セキュリティ対策の取組、情報セキュリティ監査・自己点検結果及び情報システム	＜評定と根拠＞ 評定：B	①②③ 計画に基づいて、情報セキュリテ	

すとともに、緊急時を含めた農林水産省との連絡体制について最新の状態を維持する。 (2) 令和5年度情報セキュリティ対策推進計画に基づき情報システムの構築、保守及び運用管理を通じてサイバー攻撃への防御力の強化に取り組む。 (3) 令和5年度情報セキュリティ対策推進計画に基づき役職員の教育・訓練によりサイバー攻撃に対する組織的対応能力強化に取り組む。	とともに、緊急時を含めた農林水産省との連絡体制について連絡担当者、連絡方法等を確認し変更があった場合には速やかに農林水産省に報告する。 (2) 令和5年度情報セキュリティ対策推進計画に基づき情報システムの構築・保守及び運用管理を通じてサイバー攻撃への防御力の強化に取り組む。 (3) 令和5年度情報セキュリティ対策推進計画に基づき役職員の教育・訓練等によりサイバー攻撃への組織的対応能力強化に取り組む。	◇情報セキュリティ取組状況	対策の現状を評価するとともに、当該委員会に対して政府統一基準に準拠した規程、細則等の改正内容について報告を行った。また、情報セキュリティ緊急連絡体制について確認し、連絡担当者の変更及びメールアドレス変更について速やかに農林水産省へ報告した。 (2) 令和5年度情報セキュリティ対策推進計画における技術的な対策 - 令和4年度に、内閣サイバーセキュリティ戦略本部による監査で指摘された事項について対処を行った。 - 不正プログラムの起動制限、Webサイトへのアクセス制限、USB デバイスへの接続制限及びプログラムの脆弱性に対する修正プログラム自動配信等を実施した。 - IPS、ファイアウォールのログの監視等によりセキュリティの強化に努めた。 - IPS、ファイアウォールの運用は、提供された不正通信情報・不正プログラム情報を受信の都度、全て遮断リストに登録し、不正通信の遮断、不正プログラムの起動を制限した。 - 不審メールについては、スパム対策等を実施した。 なお、外部からのサイバー攻撃があったが、情報セキュリティインシデントに係る報告・対処手順に従い速やかに対処し、情報漏えい等の被害がないことを確認した。 (3) 令和5年度情報セキュリティ教育実施計画に基づく教育の実施状況 - 新規採用者・転入者への IT リテラシー教育、役員・幹部を対象とした最高情報セキュリティアドバイザー教育、全役職員向け e-ラーニング情報セキュリティ教育及び標的型攻撃メール訓練を実施した。 - 令和4年度に実施した情報セキュリティに係る自己点検の結果、実施率が低かった遵守事項について、全役職員向け研修において重点的に周知を行った。 - インシデントを想定した机上訓練をするなど、教育内容の拡充と改善の取組を行った。	根拠：計画に基づき情報セキュリティ・ポリシーの見直しなどを実施し、更にサイバー攻撃への防御として現行機器による運用上の対策を図るなど、目標の水準を満たしている。	イ・ポリシーの見直しを実施し、政府統一基準の準拠等改善が図られたとともに、連絡体制の変更時に速やかに農林水産省に報告するとともに、セキュリティ研修を実施していることから、目標の水準を満たしていると認められる。(評定：B)
(4) 情報セキュリティ監査、自己点検及び内閣サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果を勘案したリスク評価に基づき必要な対策を検討するとともに、情報システム委員会の審議を経て令和6年度情報セキュリティ対策推進計画を策定する。	(4) 情報セキュリティ監査、自己点検及び内閣サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果を勘案したリスク評価に基づき必要な対策を検討するとともに、情報システム委員会の審議を経て令和6年度情報セキュリティ対策推進計画及び教育実施計画を策定する。	<定量的指標> ◇情報セキュリティ対策ベンチマーク ver. 5.1 (令和4年3月22日公開 独立行政法人情報処理推進機構作成)による自己診断のスコア：平均4.0以上	(4) 内閣サイバーセキュリティ戦略本部による監査の結果指摘された事項については対策を講じ、フォローアップ監査により当該対策が適切であると確認された。また、内閣サイバーセキュリティ戦略本部による監査の結果も踏まえ、サイバー攻撃への対処等物的対応、情報セキュリティ対策の自己点検、情報セキュリティ監査等を内容とする令和6年度情報セキュリティ対策推進計画を策定した。 さらに、情報セキュリティ対策を推進する上で不可欠な役職員の意識の向上を図るため、新規採用者・転入者等研修、役職員全員を対象とした教育訓練、標的型攻撃メール訓練及び情報担当職員の能力向上研修等を内容とした令和6年度教育実施計画を策定した。 なお、令和5年度の情報セキュリティ対策を評価するため情報セキュリティ対策ベンチマーク最新バージョン (Ver. 5.1。令和4年3月22日公開) により自己診断を実施した結果、スコアの平均は4.0となった。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：情報セキュリティ対策ベンチマーク Ver. 5.1 による自己診断のスコアは4.0以上であり、計画における所期の目標を満たしている。	(4) 情報セキュリティ対策ベンチマークについて、最新の Ver. 5.1 において 4.0 であり、計画における所期の目標を達成していると認められる。(評定：B)

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第4-5		施設及び設備に関する計画						
当該項目の重要度、困難度		—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省5-④ 行政事業レビューシート事業番号：0053				

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
施設及び設備に関する計画	施設及び設備の整備・改修等の実施	—	神戸センター局所排気装置改修工事	農薬検査部湿式排ガス処理装置改修工事	福岡センター空調設備改修工事	農薬検査部空調設備改修工事 名古屋センター庁舎移転に伴う庁舎整備工事		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価		
		<定量的指標> ○施設及び設備に関する計画 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：◇小項目1(項目)×2点(B)=2点 B：基準点(2)×9/10≤各小項目の合計点(2)<基準点(2)×12/10 <課題と対応> 引き続き適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画に基づき的確に実施した。		評定	B
—	1 施設及び設備に関する計画 既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設の改修を計画的に行う。 小平：農薬検査部空調設備改修工事	<定性的指標> ◇施設及び設備の整備・改修等の実施	<主要な業務実績> 施設・設備の整備・改修等については、令和5年度施設整備費補助金で整備することとしていた農薬検査部空調設備改修工事について、年度途中で空調方式を見直したことにより、設計は年度内に完了したものの、工事施工は令和6年度に繰越となった。また、令和5年度補正予算で措置された名古屋センター庁舎移転に伴う庁舎整備工事について、用地等取得費分は年度内に完了したものの、改修工事は令和6年度に繰越となった。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：施設・設備の整備・改修については当初の計画を見直したものの、繰越の事務を適切に行っており、目標の水準を満たしている。	具体的には、施設及び設備の整備・改修等について、施設及び設備の整備・改修等を実施しており、繰越の事務についても適切に行っていることから、目標の水準を満たしていると認められる。(評定：B)	

4. その他参考情報	

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
第4-6		積立金の処分にに関する事項							
当該項目の重要度、困難度		—		関連する政策評価・行政事業レビュー		政策評価書：事前分析表農林水産省5-④ 行政事業レビューシート事業番号：0053			

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標		達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
積立金の処分にに関する事項		積立金の処分	—	558,867 円	1,096,993 円	495,835 円	51,429,644 円		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価				
				＜定量的指標＞ ○積立金の処分にに関する事項 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：◇小項目1（項目）×2点（B）＝2点 B：基準点（2）×9/10≦各小項目の合計点（2）＜基準点（2）×12/10 ＜課題と対応＞ 引き続き適切に対応する。 ＜業務の評価＞ 事業計画に基づき、適切に実施した。		評定	B	
	—	3 積立金の処分にに関する事項 前年度繰越積立金は、前年度以前に取得し、令和5年度へ繰り越した棚卸資産、前払費用等の費用に充当する。	＜定性的指標＞ ◇積立金の処分	＜主要な業務実績＞ 前年度繰越積立金 51,935,799 円は、計画に基づき棚卸資産、前払費用等への充当のため、51,429,644 円を取り崩した。	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：計画のとおり棚卸資産、前払費用等へ充当した。	＜評定に至った理由＞ 1の小項目はBであり、項目別評定はBであったため。 ※小項目の点数の計算結果は法人の自己評価と同じ。 具体的には、前年度繰越積立金について、計画に基づき棚卸資産、前払費用等の費用に充当しており、目標の水準を満たしていると認められる。（評定：B）			

4. その他参考情報									

独立行政法人農林水産消費安全技術センターの総合評定の具体的な評価基準（年度評価）

(1) 小項目の評定方法

年度目標及び事業計画において定められている具体的目標と業務実績を勘案し、事業計画の達成度について、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すものとして、評定に当たっては重要度、困難度、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。

① 定量的に定められている小項目の評定

S：法人の業績向上努力により、事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標の対年度目標値が120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は対年度目標値が100%以上で、かつ年度目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：法人の業績向上努力により、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標の対年度目標値が120%以上。又は対年度目標値が100%以上で、かつ年度目標において困難度が「高」とされている場合）。

B：事業計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対年度目標値の100%以上120%未満）。

C：事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対年度目標値の80%以上100%未満）。

D：事業計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める（定量的指標においては対年度目標値の80%未満、又はその業務について業務運営の改善に関する監督上必要な命令をすることが必要と判断される場合）。

※ 対年度目標値（%）は、小数点以下を四捨五入するものとする。

② 定性的に定められている小項目の評定

S：法人の業績向上努力により、目標の水準を質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（困難度を高く設定した目標について、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。）。

A：法人の業績向上努力により、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる（困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。）。

B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。

C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。

D：目標の水準を満たしておらず、その業務について業務運営の改善に関する監督上必要な命令をすることが必要と判断される場合を含む、抜本的な業務の見直しを求める。

(2) 中項目の評定方法

中項目の評定は、小項目別の評定結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点の区分により小項目の評定結果を点数化した上で、中項目については、A、B、C、Dの下記により4段階の評語を付すものとし、重要度、困難度、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。

ただし、A評定とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、法人の活動により事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められるときはS評定とすることができる。

A：基準点 $\times 12 / 10 \leq$ 各小項目の合計点

B：基準点 $\times 9 / 10 \leq$ 各小項目の合計点 $<$ 基準点 $\times 12 / 10$

C：基準点 $\times 5 / 10 \leq$ 各小項目の合計点 $<$ 基準点 $\times 9 / 10$

D：各小項目の合計点 $<$ 基準点 $\times 5 / 10$

※ 「基準点」とは、「小項目の数 $\times 2$ 点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。

(3) 総合評定の方法

① 総合評定は、中項目別の評定結果の積み上げにより行うものとする。その際、各中項目につきS：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点の区分により中項目の評定結果を点数化した上で、下記によりA、B、C、Dの4段階の評語を付すものとする。

ただし、中項目のうち、「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」に属するものは、評定結果の点数化の際に、換算係数として、「 $1 /$ （属する中項目で、業務実績があるものの数）」を乗じて点数化する。当該換算係数は、基準点を算出する際にも適用する。

② ①において、A評定とした場合には、各中項目の達成状況及びその他の要因を分析し、法人の活動により事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められるときはS評定とすることができる。

A：基準点 $\times 12 / 10 \leq$ 各中項目の合計点

B：基準点 $\times 9 / 10 \leq$ 各中項目の合計点 $<$ 基準点 $\times 12 / 10$

C：基準点 $\times 5 / 10 \leq$ 各中項目の合計点 $<$ 基準点 $\times 9 / 10$

D：各中項目の合計点 $<$ 基準点 $\times 5 / 10$

※ 「基準点」とは、「中項目の数 $\times 2$ 点」とし、「合計点」とは、「中項目の点数の合計値」とする。

③ ①及び②を踏まえ、政策上の要請や情勢の変化等、全体評定に影響を与える事象を加味した上で、評語を付して総合評定を行う。その際、法人全体の信用を失墜させる事象が生じた場合には、その程度に応じて①及び②で算出された基礎に基づく評定よりさらに引下げを行うなど、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条の2第1項に基づき総務大臣が定めた独立行政法人の評価に関する指針（平成26年9月2日総務大臣決定）を踏まえて評定を行う。

評価書付表一覧

第1-1(1) 肥料及び土壤改良資材関係業務

表 1-1-(1)-1 立入検査及び収去件数の地域センター別の実績

	本部	札幌	仙台	名古屋	神戸	福岡	計
立入検査件数	56	31	26	36	39	31	219
収去件数	41	9	19	30	25	17	141

第1-1(2) 農業関係業務

表 1-1-(2)-1 農薬の登録審査

	指示件数 ^(注1)	審査完了件数	目標期間達成件数	目標期間達成率 ^(注2)	目標期間
基準必要	527	6	6	100%	10.5 か月
		81	81	100%	1 年 4 か月
基準不要	1,145	743	743	100%	10.5 か月
再評価	1,208	0	—	—	10.5 か月

(注1) 令和5年度に受けた指示件数とそれ以前に受けた指示で審査が継続しているものの合計。

(注2) 対審査完了件数比。

表 1-1-(2)-2 農薬の残留状況の調査分析

品目	件数
野菜・果実類	415
米穀	60
計	475

第1-1(3) 飼料及び飼料添加物関係業務

表 1-1-(3)-1 立入検査及び収去件数の地域センター別の実績

	本部	札幌	仙台	名古屋	神戸	福岡	計
立入検査件数	83	29	18	41	53	56	280
大臣確認検査件数	1	2	3	1	1	6	14
立入検査 総件数	84	31	21	42	54	62	294
収去件数	37	20	28	19	38	66	208

表 1-1-(3)-2 飼料のモニタリング検査点数

モニタリング項目	点 数
飼料等中の飼料添加物の基準・規格適合検査	15
有害物質の基準・規格適合検査等	454
病原微生物の基準・規格適合検査	86
肉骨粉等の基準・規格適合検査	178
遺伝子組換え体の基準・規格適合検査	0
計	733

第1-2(1) 食品表示の監視に関する業務

表 1-2-(1)-1 食品の産地表示に関する検査件数

生鮮食品と加工食品の合計：2,521 件

生鮮食品						加工食品					
品 目	件 数	品 目	件 数	品 目	件 数	品 目	件 数	品 目	件 数	品 目	件 数
ごぼう	151	ブロッコリー	101	牛肉	10	小麦加工品	100	はちみつ	100	のり加工品	150
さといも	102	かぼちゃ	100			梅加工品	51	うなぎ加工品	153	干ひじき	30
にんじん	103	まぐろ	144			切干大根	30	あさり加工品	1	あじ加工品	30
アスパラガス	100	しじみ	153			乾しいたけ	31	かき加工品	4	さば加工品	51
白ねぎ	101	あさり	103			果実加工品	49	たこ加工品	30	果実飲料	8
たまねぎ	102	いか	36			大豆加工品	32	いか加工品	123	しじみ加工品	3
しょうが	100	かき	45			牛肉加工品	50	湯通し塩蔵わかめ	44		
計					1,451	計					1,070

第1-2(2) 日本農林規格等に関する業務

表 1-2-(2)-1 登録認証機関等及び登録試験業者等の登録及び更新並びに変更の申請に係る調査件数

	新規	更新	変更	計
登録認証機関	3	4	97	104
登録外国認証機関	2	2	39	43
登録試験業者	—	—	2	2
登録外国試験業者	—	—	—	—
計	5	6	138	149

表 1-2-(2)-2 JAS 法に基づく立入検査の報告件数

	規格	報告件数	事業所調査	製品検査施設調査	立会調査
登録認証機関の認証業務を確認するための立入検査	飲食料品	15	14	13	34
	林産物	2	9	8	4
	量表	3	0	0	6
	有機農産物等	48	40	—	90
登録試験業者の認証業務を確認するための立入検査	飲食料品	1	1	—	—
JAS 法令に違反している疑いがある等の情報に基づく立入検査	飲食料品	0	—	—	—
	林産物	1	—	—	—
	有機農産物等	1	—	—	—
有機資材リスト掲載機関に対する立入検査	有機農産物等	2	—	—	—
計		73	64	21	134

表 1-2-(2)-3 登録外国認証機関及び登録外国試験業者に対する検査の報告件数

規格		報告件数	事業所調査	製品検査施設調査
登録外国認証機関	林産物	6	6	6
	有機農産物	8	8	—
登録外国試験業者		—	—	—
計		14	14	6

表 1-2-(2)-4 現地調査件数及び製品調査件数

規格	現地調査	製品調査	計
飲食料品	13	104	117
林産物	1	57	58
量表	2	3	5
有機農産物等	26	119	145
計	42	283	325

第 1-3 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務

表 1-3-1 リスク管理に資するための有害物質の実態調査件数

分析対象	分析項目	件数
農産物	小麦及び大麦中のかび毒 ・タイプ B トリコテセン類（デオキシニバレノール（DON）、ニバレノール（NIV）、3-アセチル DON、15-アセチル DON、4-アセチル NIV、DON-3-グルコシド） ・タイプ A トリコテセン類（T-2 トキシン、HT-2 トキシン、ジアセトキシシルペノール） ・ゼアラレノン（ZEN）	660
	スイゼンジナ中のピロリジジナルカロイド類	15
加工食品	魚節等中のオルトフェニルフェノール及びジフェニル	95
	食用植物油脂及び乳児用調製乳中の 3-MCPD 脂肪酸エステル類、グリシドール脂肪酸エステル類、2-MCPD 脂肪酸エステル類	80
計		850

1-4 その他の業務

表 1-4-1 部門別相談件数

部 門	相談件数
肥料	2,728
土壌改良資材	63
農薬	60
飼料及び飼料添加物	336
愛玩動物用飼料	54
食品	538
計	3,779

第2-2 業務運営コストの縮減状況

表 2-2-1 環境配慮・無駄削減推進委員会における経費削減の目標と達成状況

目 標	達成状況				
1(1) 光熱水量の削減の取組として、照明機器、事務機器、分析機器、空調設備等の効率的（消灯、省エネ設定、温度設定など）な使用により削減を図る。	光熱水量の削減を図る取組として、消灯の徹底、事務機器の省エネモードの設定、分析機器の原則使用時のみ通電、空調機器の温度設定（夏季 28 度、冬季 20 度）、節水、ガス利用機器の効率的な使用など、貼り紙、メールで役職員への周知を図ったほか、令和 4 年度に引き続き、役職員の節電意識を高めるため職場ごとの節電の取組を実施した結果、FAMIC 全体で対前年度削減となった。				
	内 訳	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	対令和 4 年度比
	電気量	2,945 千 kW	2,728 千 kW	2,717 千 kW	▲0.4%
	ガス量	83.2 千 m³	69.6 千 m³	59.9 千 m³	▲14.0%
	水道量	6.7 千 m³	6.6 千 m³	6.2 千 m³	▲6.1%
(2) コピー用紙購入枚数の削減の取組として、法人文書管理システムによる電子決裁の徹底、会議資料等の電子共有を促進、Web 会議システム及びプロジェクターの活用、複写機、プリンターにおける、必要部数以上の印刷禁止、両面印刷の活用、不要となった用紙類の再利用の徹底により削減を図る。	コピー用紙購入枚数の削減を図る取組について、貼り紙、メールで役職員へ周知するほか、法人文書管理システムによる電子決裁の徹底、会議資料の電子化によるペーパーレス化、Web 会議システムの利用をより推進した結果、対前年度削減となった。				
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	対令和 4 年度比
	コピー用紙購入枚数	1,335 箱	1,077 箱	1,011 箱	▲6.1%
2 予算の計画的執行 計画的な予算執行を図るため、予算執行状況を定期的に点検し、その結果を実行配分に反映させる。	予算の執行管理に関しては、予算及び決算について取扱方針を定め、この方針に則り、当初予算配分後は四半期ごとに予算執行の状況を把握しつつ、7 月に第 2 次配分、10 月に第 3 次配分を行った。第 3 四半期での最終配分にあたり、11 月に各セグメント単位での各担当者に執行状況の確認と執行見込みの把握を行い 12 月に第 4 次及び第 5 次配分を実施し、これを以て令和 5 年度予算の配分を完了すると共に適切な執行管理を年度末まで行った。				
3 職員の意識改革を促進するための取組	職員の意識改革を促進するため、次の取組を実施した。 (1) 複写機等使用時における両面印刷、ツーインワン等の活用、使用済み用紙の再利用、不要なカラーコピーの禁止、グループウェアの活用、Web 会議システム及びプロジェクターを活用した資料説明 (2) 節電への取組を啓発する貼り紙の掲示 (3) コピー用紙の購入実績及び電気使用実績を経年比較し、環境配慮・無駄削減推進委員会において検証				

第2-3 調達等合理化の取組

表 2-3-1 調達等合理化計画への取組状況

計 画	対応状況
重点的に取り組む分野	
(1) 調達における一者応札・応募について 調達を行うにあたっては、一者応札・応募の削減に向けて努める。やむを得ず一者応札・応募となった場合は、その要因等を十分検証する。	一者応札・応募の改善については、メールマガジン等を活用した調達情報の提供、仕様書の見直し、公告期間の十分な確保、調達要求の集約化、ホームページへの調達予定情報の早期掲載、積極的な競争参加者の発掘等の取組を行ったが、結果的にやむを得ず一者応札・応募となった契約件数は 30 件であった。一者応札・応募となった要因等を検証するため、業者アンケートを見直すとともに、全センターに要因等の検証を行うよう改めて周知した。 なお、これらについては、外部有識者を交えた契約監視委員会において妥当性及び改善方策にかかる審議及びフォローアップを行うとともに、当該委員会概要をホームページで公表した。（前年度実績：13 件）
(2) 随意契約 随意契約を行うにあたっては、事由について明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施するものとする。	随意契約については、公平性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施するため、平成 27 年 7 月に契約事務取扱規程を改正し、随意契約による事由を明確にした「随意契約理由書」による、合理的な調達を実施している。 令和 5 年度は、競争性のない契約件数は 25 件であったが、当該契約については、事前に調達等合理化検討会において、いずれも取扱業者が特定され、競争の余地がないものとして点検を受け、また、契約監視委員会において事後点検が行われ、その妥当性を確認したものである。
(3) 消耗品及び分析機器類等の調達 消耗品及び分析機器類等の調達については、下記の取組を実施していくことにより、適正な調達を目指す。 ① 調達にあたっては、履行期限を十分にとるように、調達依頼時期を早めるなど調整を行う。 ② 仕様・規格が必要最小限、また、複数の者が応札可能となるよう調整を行う。 ③ 調達の一括化や共同調達を有効活用することにより競争性の確保に努める。具体的には、これまでのコピー用紙購入契約共同調達を継続することに加えて、全センター分を一括調達することにより、事務の効率化及びコストの削減を図ることとする。 ④ 調達要求の集約化を実施することにより競争性の確保に努める。 ⑤ 積極的に競争参加者の発掘に努める。	① 消耗品及び分析機器類等の調達にあつては、公告期間を 10 日から 15 日に延長するとともに、調達依頼時期を早めることにより、業者による入札準備及び履行期間を十分確保した。 ② 仕様・規格が、必要最小限なものとなるようメーカー及び機種の特定の排除等仕様書の見直しを行った。 ③ コピー用紙の調達については、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構本部及び同機構生物系特定産業技術研究支援センターとの共同調達を継続することに加えて、FAMIC 全センター分を一括調達することにより、事務の効率化及びコストの削減を図った。 ④ 少額随意契約となる試薬、事務用品等の調達要求の集約化を積極的に実施し、競争性のある契約を増加させた。 ⑤ ホームページ及びメールマガジンを活用した調達情報の提供、入札説明書の電子メールによる配信、郵便入札の導入により、複数応札となるよう努めた。
(4) その他 事務処理及び予算執行の効率化を図るため、調達方法の見直しを行う。	コピー用紙の調達については、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構本部及び同機構生物系特定産業技術研究支援センターとの共同調達を継続することに加えて、FAMIC 全センター分を一括調達することにより、事務の効率化及びコストの削減を図った。
調達に関するガバナンスの徹底	
(1) 発注・契約権限の明文化について FAMIC における物品等の調達については、契約事務取扱規程により契約責任者及び当該契約責任者の事務の範囲を定めている。また、発注に係る事務フロー図を整備し、発注依頼者が直接業者へ発注することのないよう周知しており、引き続き当該取組を推進することとする。	関係規程による発注・契約権限や事務フロー図を会計事務担当者に周知した。

(2) 競争性を確保した入札の実施による業者の選定について 特定の仕様により納入業者が限定されることのないよう、引き続き仕様書の精査をし、複数の者が応札できるよう努めることとする。	仕様書の作成にあたっては、特定の業者・機種に限定されることのないよう業務担当各課に周知するとともに、業務担当課より提出された仕様書について、過度な仕様とならないよう内容の確認・精査を行い、複数の者が応札できるよう努めた。 また、契約担当者へ仕様書の留意事項等について周知した。						
(3) 随意契約について 少額随意契約以外に新たに随意契約を締結することとなる案件については、緊急の場合等やむを得ないと認められる場合を除き、事前に調達等合理化検討会（総括責任者は総合調整担当理事）において、会計規程や契約事務取扱規程などにおける「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。	少額随意契約以外に新たに随意契約を締結することとなる案件については、調達等合理化検討会において「随意契約理由書」により、関係規程との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けた。						
(4) 発注者以外の職員の立会いによる検収について 物品納品等の検収については、既に検査職員のほか、検査補助員又は発注者以外の原課職員を立ち会わせて行っており、引き続き当該取組を推進することとする。	納品に係る検査については、検査職員及び検査補助員若しくは原課職員の2人体制で行った。						
(5) 不祥事の発生の未然防止・再発防止について 不祥事等の発生を未然に防止するため、職員に対しメール等により、調達等合理化計画の説明や調達に係る契約から検収業務、契約規程・検査マニュアル等について再度の周知徹底を図る等、不祥事の発生の未然防止・再発防止を図ることとする。	令和6年3月に、本部・地域センター等ごとに、未然防止・再発防止強化策をはじめとする発注・検収事務に係る自己点検（毎年度実施）を行い、適切に処理されていることを確認するとともに、再発防止強化策の風化を防ぐため、各地域センター等業務管理課長等や担当者に対して当該対策の策定経緯を含め定期的に周知し、不祥事の未然防止・再発防止の再認識に努めた。						
自己評価の実施							
調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。 主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。	令和4年度調達等合理化計画の自己評価については、業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施され、令和4年度の自己評価はB、主務大臣による評価についてもBとなった。 なお、主務大臣の評価結果を踏まえた調達等合理化計画の改定等はなく、令和4年度業務実績等報告書の公表に併せてホームページに公表した。						
推進体制							
(1) 推進体制 本計画に定める各事項を着実に実施するため、総合調整担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。 <table border="1" data-bbox="98 1058 598 1270"> <tr> <td>総括責任者</td><td>総合調整担当理事</td></tr> <tr> <td>副総括責任者</td><td>総務部長</td></tr> <tr> <td>メンバー</td><td>企画調整課長 総務課長 会計課長 管財課長</td></tr> </table>	総括責任者	総合調整担当理事	副総括責任者	総務部長	メンバー	企画調整課長 総務課長 会計課長 管財課長	令和5年度は、調達等合理化検討会を8回開催し、令和4年度調達等合理化計画に係る自己評価及び令和5年度調達等合理化計画（案）の審議（令和5年4月26日）のほか随意契約による事由の点検等を行った。
総括責任者	総合調整担当理事						
副総括責任者	総務部長						
メンバー	企画調整課長 総務課長 会計課長 管財課長						
(2) 契約監視委員会の活用 監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（新規の随意契約、2か年連続の二者応札・応募案件など）に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。	契約監視委員会を次のとおり開催し、当計画の策定及び自己評価の際の点検、個々の契約案件の事後点検を受けた。また、審議概要については、ホームページに公表した。 ① 令和5年5月23日：令和5年度計画及び令和4年度計画に係る自己評価の点検、理事長が定める基準（新規の随意契約、2か年連続の二者応札・応募など）に該当する個々の契約案件（令和4年度第3～第4四半期分）の事後点検						

	② 令和5年12月25日：理事長が定める基準（新規の随意契約、2か年連続の二者応札・応募など）に該当する個々の契約案件（令和5年度第1～第2四半期分）の事後点検
その他	
調達等合理化計画及び自己評価結果等については、FAMIC のホームページにて公表するものとする。 なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。	調達等合理化計画については、令和5年6月5日にホームページに公表した。また、自己評価については、今後、令和5年度業務実績等報告書の公表に併せて公表する予定。 なお、当計画の実施にあたって新たな取組の追加等はなかったため、当計画の改定は行わなかった。

表 2-3-2 競争性のない随意契約となった契約内容と要因

契約内容	要因
上下水道使用料（小平分室）	取扱業者が1に特定されるため（競争の余地がない）
上下水道使用料（神戸センター）	
令和5年度情報通信ネットワーク回線の保守及び機器の賃貸借業務	
令和5年度情報システム等保守管理、ファイアウォールの監視及びログ点検・分析業務	
令和5年度給与計算システム保守業務	
令和5年度法人文書管理システム運用保守業務	
日本ウォーターズ社製高速液体クロマトグラフタンデム質量分析装置の年間保守業務	
令和5年度勤務時間管理システム利用サービス運用・保守業務	
令和5年度 IP 電話ネットワークトータルサービス契約	
農業検査部電気供給契約（令和5年4月1日～5月11日）	
（独）農林水産消費安全技術センター札幌センター電気供給業務（単価契約）	
神戸センター電気供給契約（単価契約）	
神戸センター都市ガス調達契約（単価契約）	
令和5年度福岡センター電気供給契約（単価契約）	
外部精度管理試験の斡旋等業務	
農業検査部電気供給契約（令和5年5月12日～令和6年3月31日）	
日立製原子吸光光度計（1式）の点検業務	
日本ウォーターズ社製高速液体クロマトグラフタンデム質量分析装置等（3式）の点検業務	
オペレーションシステム（OS）のサポート終了に伴うサーバ更新業務	
島津製作所製ガスクロマトグラフ質量分析装置等（23式）の点検・校正業務	
独立行政法人農林水産消費安全技術センター名古屋センター庁舎移転物件購入契約（3件）	
名古屋センター移転先物件取得に係る不動産仲介業務	
名古屋センター移転に係る設計業務	

第3-1 保有資産の見直し等

表 3-1-1 保有資産の必要性見直し結果

保有資産	利用度	保有の必要性等
農薬検査部（小平） 神戸センター 福岡センター	勤務時間常時利用	農薬検査部（小平）については、農薬の登録検査業務に必要な施設が備わっているため業務を行う拠点として必要。また、神戸センター及び福岡センターについては、全国に分散している事業者等を対象とした立入検査等を効率的に進めていく上で、近畿、中四国及び九州地域の拠点施設として必要。
岩槻ほ場	62%（使用日/365 日×100）	肥効試験や連用試験を行うため必要。
分析機器等 （ガスクロマトグラフ質量分析装置等）	分析機器等の稼動状況調査により把握	分析機器等の稼動状況調査及び「FAMIC における分析機器整備・管理方針」に基づき、必要性を判断し、必要のないものは保有資産から除却。

第3-3 法人運営における資金の配分状況

表 3-3-1 主な経費の予算額と決算額の差額及びその主な理由（千円）

区分	予算額（※1）	決算額（※1）	差額	差額の主な理由
業務経費	747,643	741,726	5,917	
一般管理費	625,889	681,937	▲56,048	※2
人件費	5,380,612	5,170,600	210,012	※3

※1 予算額、決算額……運営交付金、自己収入の合計額

※2 一般管理費について

合同庁舎LED改修工事分担金（前年度繰越積立金から支出）

※3 人件費について

育児休業、退職者等に係る職員基本給等の残額及び退職金の残額

調査研究課題一覧

各課題の評価は、以下の基準による。

【評価の基準】

- S：期待される水準を上回り、かつ顕著な成果が得られている
- A：期待される水準を上回って達成している
- B：期待される水準を達成している
- C：期待される水準を下回り改善を要する
- D：期待される水準を下回り抜本的な見直しが必要

① 肥料及び土壌改良資材関係業務

ア 肥料の分析法の開発及び改良に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
7	(ア) 固形肥料中の水溶性石灰の分析法の開発（単一試験室による妥当性確認） 【概要】 公定規格の改正により、肥料の種類全般において水溶性石灰の保証が可能となったことから、農林水産省の要請を受け、分析法の開発に取り組んだ（令和4年度から継続）。令和4年度に行った文献調査等により確認が必要とした分析条件について検討した。また、分析実施者の利便性を考慮して複数の振り混ぜ方法についても可能な分析法とするため、4 パターンの抽出方法について単一試験室による妥当性確認（真度、精度の評価、及び定量下限等の推定）を行った。（令和5年度終了） 【評価】 成分保証の可能性のある原料肥料を想定したうえで分析法の検討を行い、抽出法、抽出機器も適応範囲を広げ、分析実施者の利便性を考慮し、確実に単一試験室による妥当性確認を達成するとともに、固液比を変えずにスケールダウンした条件についても妥当性確認を実施した努力を評価され、期待される水準を上回って達成したことから、A評価となった。
	(イ) 固形肥料中の水溶性けい酸の分析法の改良（単一試験室による妥当性確認） 【概要】 公定規格の改正により、新たに固形肥料にも水溶性けい酸の保証が可能になったことから、農林水産省の要請を受け、分析法の開発に取り組んだ（令和4年度から継続）。流通する肥料がまだないことから、仮想の肥料を調製して検討を行い、抽出方法、抽出時の器具の選択、試料溶液の分取量等、細部にわたって分析手法の改良を検討した。作成した分析法について固形肥料の他、事業者からの聴取により固形肥料を利用し生産される液状肥料についても検討を加え、単一試験室による妥当性確認（真度、精度の評価、及び定量下限等の推定）を行った。（令和5年度終了） 【評価】 分析実施者がより容易に分析に取り組めるように分析法の開発に取り組み、液体けい酸加里肥料以外の液状肥料においても水溶性けい酸の分析法の適用範囲を拡大できることを確認する等、行政ニーズと社会的（生産者）ニーズに応えていることを、高く評価された。期待される水準を上回って達成したことから、A評価となった。
	(ロ) ICP-OES を用いた石灰の分析法の開発（単一試験室による妥当性確認） 【概要】 肥料分析機関等の各方面から要望があるため、各成分の ICP-OES を用いた分析法を肥料等試験法へ導入するための検討をしており、令和4年度から石灰全量について測定条件等の検討を行い、また、同じ試料溶液を用いて他の成分（銅、亜鉛、マグネシウム）及び汚泥肥料の有害成分（カドミウム、ニッケル、クロム、鉛）の同時測定条件についても合わせて検討を行った。内標準元素及び試料溶液濃度の最適化を検討し、単一試験室による妥当性確認（真度、精度の評価、及び定量下限等の推定）を行った。さらに、測定機器の適用性を確認するため、測定方式（シーケンシャル型とマルチチャンネル型）についても検討を加えた。（令和5年度終了） 【評価】 精度の高い分析条件を開発するため、敢えてマトリックスの干渉が大きい試料を選択するなどの工夫があり、分析実施者の作業効率を考慮して内標準法で多元素同時測定ができるように組み立てたことを、計画を上回る達成と高く評価された。加えて、シーケンシャル型だけでなく、マルチチャンネル型についても検討を加えたことも高く評価され、期待される水準を上回って達成したことから、A評価となった。
	(ハ) 苛酷試験法の実態調査及び試験法の開発（試験法開発→小規模共同試験による妥当性確認） 【概要】 肥料法において、生産業者は製造・保管時における保証成分量の低下を確認して適切な保証成分量を決定する必要があるが、その成分量低下の確認方法として苛酷試験を行うこととしているが、当該試験法は各生産業者により異なっているため、統一的な試験法確立の要望があり、農林水産省の要請を受け、試験法を制定するための検討を令和4年度より行った。事業者へのアンケート及び聞き取り調査結果より試験条件を整理し、一定の成分低下を確認できる試験条件の検討を行い整理した。開発した試験法について FAMIC 6 試験室による小規模共同試験を実施し、空間再現精度の評価を行った。（令和5年度終了） 【評価】 事業者のニーズに応え、計画の達成に向けて測定条件の検討を積み重ねていく中で、材料の違いや pH 変化などにも着目して適切な条件を見出し、試験法を組み立てた。加えて、マルチラボによる妥当性確認まで実施したことは計画を上回ると評価された。期待される水準を上回って達成したことから、A評価となった。
	(ニ) 硫黄を含む肥料のひ素分析における前処理方法の改良（予備検討→単一試験室による妥当性確認）

	〔概要〕 硫黄及びその化合物には公定規格においてひ素の含有許容量が定められているが、硫黄を含む肥料に対して、肥料等試験法に記載されている硫酸・硝酸・過塩素酸分解を実施すると、加熱によって硫黄がゴム状化して分解液が突沸する等危険な状況となるケースが報告されていたことから、抽出方法の再検討を行った。複数の既存の分析法の適用を試み、肥料等試験法と同等の結果を得られ、より安全な方法を開発した。開発した方法について単一試験室による妥当性確認（真度、精度の評価、及び定量下限の推定）を行った。令和5年度は予備検討としていたが、本省の要請課題を優先するために継続して取り組むことが困難と考え、急遽検討を前倒して実施した。（令和5年度終了） 〔評価〕 当初検討を予定していた JIS 法が肥料分析に適していないことを確認し、速やかに今回の分析法改良の検討を開始し、効率良く改良を行った。分析者及び試験室の安全に配慮し、また開発した方法により必要な装置や使用する酸の種類も減るなど利便性及び環境負荷の低減が認められた。年度計画の予備検討に加え、参照分析法として3試験法について比較検討し、短期間で単一試験室による妥当性確認まで進捗させた努力を高く評価され、期待される水準を上回って達成したことから、A評価となった。
	(カ) 肥料中の鉄全量の分析法の開発（予備検討→単一試験室による妥当性確認） 〔概要〕 局長通達により含鉄物（特殊肥料）の鉄分量の算出は、三酸化二鉄（Fe_2O_3）の全量と定められており、その方法は旧公定法に記載されていたが、肥料等試験法には鉄全量の測定方法は収載されていないことから、旧公定法を元に肥料等試験法に分析法を適用するため、酸分解等の諸条件の検討を行い、肥料の適用範囲等について整理を行うこととなった。令和5年度は試料収集等の予備検討としていたが、事業者からの情報集等を積極的に実施し、ニーズの把握を的確に行い、また分析の効率化を図るため、他成分と分解試料溶液を共有できる様に分析法の改良を行った。計画を前倒しにして単一試験室による妥当性確認（真度、精度の評価、及び定量下限の推定）を行った。（令和6年度に室間共同試験による妥当性確認を実施し、終了予定） 〔評価〕 課題解決に至るまでに想定される様々な種類の肥料や原料を収集し、必要な精度の確認に多数の肥料や原料を用いて検討を行った。肥料の種類別に定量下限値を推定するなど丁寧な検討を行っていること、より汎用的な試験法とするため工程の整理を行い最終的に他成分にも対応可能になるよう、分析法を簡素化できたことを高く評価された。また、単年度で予備検討から単一試験室による妥当性確認まで作業を進め、期待される水準を上回って達成したことから、A評価となった。
	(キ) 苦土の測定のためのフレーム原子吸光法（波長 202.5 nm）の性能評価（室間共同試験による妥当性確認） 〔概要〕 苦土の測定を原子吸光により実施する際の使用波長追加について、令和2年度に単一試験室による妥当性確認を行っており、その分析法のうち苦土全量及び可溶性苦土の分析法について室間共同試験による妥当性確認を行い、分析法の精度を評価した。（令和5年度終了） 〔評価〕 多数の試料を効率的に準備し、外部試験室に共同試験参加の利点等を具体的に示した上で協力を依頼する工夫を実施し、的確に計画を遂行していることを評価され、また、肥料等試験法の妥当性確認レベルを引き上げ、適正な品質管理および表示に貢献できる様になったことを高く評価された。期待される水準を上回って達成したことから、A評価となった。

イ 肥料の有効性及び安全性の確保に必要な調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
2	(7) 肥料認証標準物質の長期安定性試験（継続） 〔概要〕 現在販売している肥料認証標準物質（FAMIC-A-17、FAMIC-B-14、FAMIC-C-18-2 及び FAMIC-C-21）の長期間の安定性確認試験を実施して安定性を評価した。（令和6年度継続課題） 〔評価〕 多くの分析機関で、測定精度を確保するために使用されている肥料認証標準物質について、頒布開始から現在に至る品質確認を行い、継続した安定的供給は、認証標準物質の維持・管理において最も重要な項目の一つであり、また、肥料認証標準物質の不確かさは、新しく開発された分析法（操作）の真度の評価に用いられることから、計画的かつ継続的に実施しているのは、社会的貢献度が高いと評価された。期待される水準を達成したことから、B評価となった。 (イ) 汚泥肥料の連用によるカドミウム等の土壌への蓄積、作物への吸収試験（継続） 〔概要〕 汚泥肥料の連用によるカドミウム等の土壌への蓄積及び作物への吸収について、供試作物にホウレンソウ、ニンジンを用い、データの蓄積を行った。また、カドミウムの土壌濃度が理論値と異なることへの考察を行うため、圃場管理として系外に排出される雑草に着目し、雑草の収集・測定・解析を行って考察をした。（令和6年度継続課題） 〔評価〕 年度計画の達成に加え、汚泥施用に伴うカドミウム収支のずれについて、雑草による持出を調査してその寄与が小さいことを確認した点を評価された。また、汚泥等の未利用資源を原料とした肥料等の活用が進められている中、それらの連用による重金属の作物への移行や土壌への蓄積に関してデータを集積することで、安全性へ知見を得ており、期待される水準を上回って達成したことから、A評価となった。

② 農業関係業務

ア 農業の人畜・環境への影響に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
4	(ア) OECD テストガイドラインの作成状況に関する調査 〔概要〕 農業の登録申請の際に提出が求められる人に対する影響に関する試験成績は、OECD の Section 4 Health Effects に分類されるテストガイドラインに沿って実施することが求められている。OECD におけるテストガイドラインやガイダンス文書の作成状況や改訂状況を定期的に把握することにより、農林水産省のデータ要求通知の改正等に迅速かつ適切に対応可能である。そこで、OECD におけるテストガイドラインの作成状況を調査し整理することにより、現行のデータ要求や評価法への反映に資することを目的として調査を行った。 本年度新たに新規作成されたテストガイドラインは1つ（免疫毒性1つ）、改訂されたテストガイドラインは14つ（眼刺激性試験7つ、皮膚感作性試験3つ、遺伝毒性試験1つ、内分泌攪乱試験2つ、光毒性試験1つ）、新規作成されたガイダンス文書は1つ（発達神経毒性試験1つ）であった。今後、調査したテストガイドラインについて通知への反映の必要性を判断していく。（令和5年度終了） 〔評価〕 本年度新規作成された、もしくは改訂されたテストガイドラインについて作成状況を把握、整理することができた。特に、新規作成されたガイダンス文書は407ページと膨大であったが、発達神経毒性の <i>in vitro</i> 試験バッテリーに係る試験方法の例が示されるなどの進歩があり、これらの改訂状況の把握は昨今の行政ニーズに応えるものであった。この成果は本調査研究の目的に資するものであり、期待される水準を上回って達成したことから、A評価となった。 (イ) 蜜蜂中に含有する農薬等の分析における分析対象農薬追加及び分析感度の改善の検討 〔概要〕 農薬成分11種について、蜜蜂試料中の一斉分析法の妥当性の検証を行った。また、一斉分析法が確立している38成分のうち、17成分の分析感度向上の検討を行った。LC-MS/MS が故障のため2ヶ月ほど使用できない状況が生じたが、担当者の努力により、当初計画した内容を実施することができた。 新たな分析対象成分の追加（8成分）及び既存の分析対象成分の感度向上（17成分）を図り、手順書を更新し、蜜蜂試料の分析業務に反映することができた。 〔評価〕 検討対象とする農薬を明確な判断基準をもって選定し、LC-MS/MS の故障などのトラブルに見舞われながらも、それら複数農薬の分析法確立あるいはLOQ改善が適切に検討された。その結果、蜜蜂試料分析手順書を更新し、さらにそれに基づき蜜蜂被害事例調査に反映することができたことは、期待される水準を上回っていると判断できることから、A評価となった。 (ロ) 投下量の違いが農薬の土壌中半減期に及ぼす影響 〔概要〕 有効成分投下量が農薬の土壌中半減期に及ぼす影響を検討するため、容器内土壌残留試験を実施した。土壌微生物バイオマスに着目した追加の知見収集及び令和4年度までの容器内土壌残留試験結果の補完のため、滅菌条件も含め計3種の農薬について4段階の添加濃度を設けデータを収集した。また、農薬添加による土壌微生物バイオマスへの影響を調査するため、農薬添加前後の土壌中ATPを測定した。過年度及び令和5年度の結果から、多くの供試農薬では消失に寄与する微生物分解に影響を及ぼさず、有効成分投下量の増加が5倍では土壌中半減期に顕著な変化は認められないと考えられた。なお、LC-MS/MS が故障のため2ヶ月ほど使用できない状況が生じたが、担当者の努力により、当初計画した内容を実施することができた。 〔評価〕 過年度及び令和5年度の結果から、多くの供試農薬では消失に寄与する微生物分解に影響を及ぼさず、有効成分投下量の増加が5倍では土壌中半減期に顕著な変化は認められないと考えられた。よって、現行の審査方法（5倍ルール）の妥当性に資する知見が得られ、期待される水準を上回って達成したことから、A評価となった。 (ハ) JMPR における農薬の後作物残留に係る評価状況の調査 〔概要〕 過去のJMPRの評価書を調査し、後作物代謝試験及び後作物残留試験について、OECD ガイドラインでは細部まで規定されていない項目（前作物栽培の有無、供試後作物、PBI等）について取りまとめを行った。調査の結果、後作物試験は主に前作物を栽培しない条件で実施されていること、後作物残留が生じやすいことが知られている葉菜類については主にレタスが供試作物として選択されていること、PBIについてはOECD ガイドラインで示されている7～30日（短期）のうち最も残留しにくい条件となる30日が主に選択されていること等が明らかとなった。また後作物試験の結果を考慮して代謝物が曝露評価対象として選択された事例も確認した。さらに、PBIについては米国のラベルの調査も行い、ラベル記載のPBIで実施された後作物残留試験の残留濃度に基づいて基準値が設定されている事例を確認した。（令和5年度終了） 〔評価〕 後作物残留に係る具体的な評価方法を策定する上での有用な情報が得られたことから、B評価となった。

イ 農薬等の品質・薬効等に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
1	(ア) 農薬製剤中の抗生物質における機器分析法の検討 〔概要〕 抗生物質を有効成分とする農薬の一部は、農薬登録申請時に提出する試験成績において、国内でのGLP適合試験の実施が困難な力価検定により有効成分含有濃度を定量している。本研究では力価検定の代替となる機器分析法を調査し、参考情報として農薬製造者に提供することを目的とした。令和5年度は、抗生物質の分子構造と物理的・化学的性状の共通性に着目して有望な分析条件を整理し、一部の分析条件については機器分析による予備検討を実施した。加えて、供試製剤の候補として選定した2剤の力価検定を実施し、内1剤について農薬ラベル表示値どおりの分析結果が得られた。令和6年度以降は当該剤を用いて機器分析、力価検定を実施し、分析妥当性を検証する。（令和6年度継続） 〔評価〕 令和5年度実施した予備的な調査の結果、機器分析に必要な諸条件の抽出・整理ができ、令和6年度以降の検討を円滑に行うための一定の成果を挙げた。令和5年度の成果として期待される水準に達したことから、B評価となった。

ウ 残留農薬の分析に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
1	(7) 残留農薬分析業務における分析法の検討 〔概要〕 にんじんの一斉試験法（LC-MS/MS 測定）について、分析対象農薬の拡大を図るため7農薬を対象に、3試験室（小平、横浜事務所及び神戸センター）において厚生労働省のガイドラインに基づき分析法の妥当性確認を実施した結果、7農薬全てについて妥当性が確認された。また、令和3年度の調査研究（なす）で妥当性が確認されなかったシフルメトフェンの追試を行った結果、妥当性が確認された。（令和6年度継続） 〔評価〕 にんじんの一斉試験法（LC-MS/MS 測定）で新たに7農薬が分析可能となったことに加え、過去の調査研究の追試を行い妥当性が確認されるなど、期待される水準を上回って達成していることから、A評価となった。

③ 飼料及び飼料添加物関係業務

ア 飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
9	(7) （要請課題）飼料中のジクワット及びパラコートの液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による分析法の確立 〔概要〕 飼料中のジクワット及びパラコートの分析法を飼料分析基準に収載し、基準値への適否を検査できるようにするため検討を行った。その結果、同時定量法として真度及び精度の目標値を満たすこと、定量下限及び検出下限を確認し、共同試験による空間再現精度の目標値も満たすことが確認され、飼料分析基準への収載が了承された。 〔評価〕 国際的にも通じる内容の共同試験を実施して分析法を確立でき、その結果安全な飼料の供給等につながれることから、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。 (i) （要請課題）飼料中のチオファネートの液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による分析法の確立 〔概要〕 飼料中のチオファネートの分析法を飼料分析基準に収載し、基準値への適否を検査できるようにするため検討を行った。また、総和で基準値が設定されているチオファネートメチル、ペノミル及びカルベンダジムについて、同時定量法として適用が可能であるか検討した。その結果、基にした委託事業により開発された分析法の操作を簡略化した上、同時定量法として真度及び精度の目標値を満たすこと、定量下限及び検出下限を確認し、共同試験による空間再現精度の目標値も満たすことが確認され、飼料分析基準への収載が了承された。 〔評価〕 分析操作を簡略化し、国際的にも通じる内容の共同試験を実施して分析法を確立でき、その結果安全な飼料の供給等につながれることから、期待される水準を上回り、かつ顕著な成果が得られているとしてS評価となった。 (u) （要請課題）アフラトキシン分析法の適用範囲を稲発酵粗飼料及びイアコーンサイレージに拡大するための妥当性確認 〔概要〕 飼料中のアフラトキシンの既存分析法の適用範囲を稲発酵粗飼料及びイアコーンサイレージに拡大可能か検討した。その結果、真度及び精度の目標値を満たすこと、定量下限及び検出下限を確認し、飼料分析基準への収載が了承された。 〔評価〕 分析法の適用範囲に係る妥当性が確認され、期待される水準を達成しているとしてB評価となった。 (i) （要請課題）飼料作物サイレージ中のフモニシンの液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による分析法の確立 〔概要〕 農林水産省が委託事業で実施したかび毒含有実態調査で用いられた、飼料作物サイレージにおけるフモニシンの分析法について、飼料分析基準への適用が可能であるか予備検討を行った。その結果、抽出及び精製操作に必要な改善を行った。また、真度が目標値を満たさないことが判明した。（令和6年度継続） 〔評価〕 2年計画の1年目であることから評価はなし。 (o) （要請課題）豚用配合飼料中のシスチン、トレオニン、メチオニン及びリジンの液体クロマトグラフによる分析法の妥当性確認又は確立 〔概要〕 飼料の公定規格には環境負荷低減型配合飼料（豚用）の規格が設けられており、アミノ酸（トレオニン、メチオニン及びシスチン並びにリジン）の最小量が規定されているが、飼料分析基準収載法は、メチオニンについて低回収の問題があり、他のアミノ酸についても豚用配合飼料において妥当性を確認する必要があることから検討を行った。令和5年度は、令和4年度に検証したメチオニン分析法について、シスチン、トレオニン、メチオニン及びリジンの選択性、真度及び精度が目標値を満たすことを確認した。（令和6年度継続） 〔評価〕 3年計画の2年目であることから評価はなし。 (k) （要請課題）愛玩動物用飼料のウェット製品の水分測定に使用可能なフィルムの規格の確立 〔概要〕 愛玩動物用飼料等の検査法におけるウェット製品の水分測定に用いるポリエチレンフィルム袋は、特注製品のため市販されていないことから、利便性を高めるため市販品で適用可能か検討した。その結果、市販の高密度ポリエチレン袋が使用可能であることが確認され、検査法への収載が了承された。 〔評価〕 市販品で適用可能なフィルムの規格が確立でき、期待される水準を達成しているとしてB評価となった。 (k) （要請課題）愛玩動物用飼料中の大腸菌の検出法の確立

	〔概要〕 食品衛生法に基づく加熱食肉製品及び乾燥食肉製品の糞便系大腸菌群の試験法及び農林水産省が令和4年度に実施した委託事業において報告された内容を基に愛玩動物用飼料中の大腸菌の検出法の検討を実施した。その結果、大腸菌添加試験において許容限界を満たす結果が得られた。 〔評価〕 2年計画の1年目であることから評価はなし。
(f)	（選定課題）ヘリウムを使用しない代替法の検討 〔概要〕 我が国でヘリウムの入手が困難になっている中、飼料中の農薬一斉分析法及び愛玩動物用飼料中の無機砒素の分析法について、ヘリウムを用いない代替法としてそれぞれLC-MS/MSを用いた分析法及び液体クロマトグラフ誘導結合プラズマ質量分析計による分析法のコリジョンガスを用いない測定条件について検討を行った。その結果、愛玩動物用飼料中の無機砒素の分析法について適用が確認出来た。一方、飼料中の農薬一斉分析法は、予定していた検討を一部実施できなかった。（令和6年度中断） 〔評価〕 期待される水準を達成しているとしてB評価となった。
(g)	（選定課題）飼料中の腸球菌の薬剤耐性モニタリング調査 〔概要〕 配合飼料及び令和3年度までに実施した調査で腸球菌の分離率が比較的高かった飼料原料を対象とし、飼料中の腸球菌の薬剤耐性モニタリング調査を実施した。 〔評価〕 科学的貢献度が高く、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。

④ 食品表示の監視に関する業務

ア 産地判別可能品目の拡大に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
4	(f) 元素分析等による乾わかめの原料原産地判別法の開発 〔概要〕 令和4年度中に収集した乾わかめ試料の一部及び令和5年度中に収集した乾わかめ試料（国産36点、外国産28点）の元素濃度を測定した。それらの結果を基に乾わかめの原産収穫年ごとに年変動等を確認した結果、一部の産地の元素に差が確認された。令和5年度に収集した試料を加えた全ての収集試料（国産118点、外国産87点）から判別モデルを再検討した結果、複数年のデータを考慮した判別モデル（特異度99.99%、感度98.1%）を構築した。また、令和5年10月～令和6年1月に3試験室で実施した事前運用試験については、測定対象候補である13元素で問題なく測定が可能であることが示された。（令和5年度終了） 〔評価〕 科学的な原料原産地判別法の開発が強く求められている乾わかめの原料原産地について、国産／外国産の判別法を確立し、令和6年度から検査可能となる目途が立ったことから、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。 (i) 元素分析等による乾燥加工品（きくらげ及びあおのり）の原料原産地判別法の開発〔（一財）きのこセンター菌茸研究所との共同研究〕 〔概要〕 きくらげについては、試料の追加収集、元素分析を行い、モデル試料（国産68点、外国産71点）を用いて判別モデルを再検討した結果、検査に必要な判別精度を持つ元素分析による国産／外国産の判別モデル（特異度99.96%、感度80.5%）を構築した。（令和5年度終了） あおのりについては、試料の追加収集、元素分析を行い、分析済み試料（国産26点、外国産19点）を用いて判別モデルを検討した結果、良好な判別精度（特異度99.95%、感度84.7%）が得られ、元素分析による国産／外国産の判別可能性を確認した。令和6年度は、引き続き追加収集、元素分析を実施する。（令和6年度継続） 〔評価〕 きくらげについては、共同研究機関と積極的に情報交換を行い効率的に試料を収集し、またマニュアル化に必要な判別精度を持つ判別モデルが構築できたこと、あおのりについては、取扱業者より試料の付加情報を収集することにより産地の信頼性の高い試料の収集に努め、また判別可能性を確認したことから、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。 (j) 元素分析等によるにんにくの産地判別法の拡大検討 〔概要〕 生鮮にんにくについて、試料を追加収集し、元素分析及びストロンチウム安定同位体比分析を行った。モデル試料（国産115点、外国産51点）を用いて、元素分析単独で高い判別精度を持つ判別モデル（特異度99.996%、感度96.4%）を構築した。なお、ストロンチウム安定同位体比は国産試料と外国産試料で分布が重なっている部分があり、判別モデルには使用しなかった。令和6年2月から4月に事前運用試験（元素分析）を実施しており、令和6年度中にマニュアルを作成する。（令和6年度継続） 〔評価〕 鱗片単位で販売されている商品にも対応できるように1鱗片を試料として判別モデルを作成したこと及び事前運用試験を実施中で令和6年度にマニュアル化が期待できることから、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。 (k) 「大豆加工品の原料大豆の原産地判別マニュアル（DNA分析）」の品目等の拡大〔農研機構食品研究部門との共同研究〕 〔概要〕 北米産大豆を5%混合した大豆穀粒から作製した5%混合試料3品目（穀粒粉砕物、豆乳及び豆腐）を分析した結果、品目間で測定値に有意差がなく、豆乳が検査に適用可能であることを確認した。また、北米産大豆のみを使用して作製した標準試料3品目を分析した結果、標準試料の測定値の不確かさが5%混合試料の測定値の不確かさに比べ十分小さく、3品目の標準試料が共通化可能であることを確認した。（令和5年度終了） 〔評価〕 豆腐の中間原料である豆乳を新たに検査可能とした点及び標準試料の共通化により標準試料を品目ごとに作製するための時間とコストが不要となった点から、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。

イ 新たな検査分析技術の導入に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
2	(7) LC-MS/MS 等を用いた多成分分析による原産地判別の検討 〔概要〕 外部機関における前処理、測定条件を参考にLC-MS/MSを使用して内標準液を分析し、内標準の明瞭なピークを狙った保持時間で確認することができた。生鮮らっきょう及びびらっきょう甘酢漬けを分析、解析して、生鮮と加工品で共通する成分（566成分）を選抜した。その中からデータベースに登録されている他品目（912品目）の成分と比較し共有数が100品目以下であり、市販品の国産、外国産5点ずつから妨害のないピークとして検出できる7成分を選抜した。選抜した7成分を用いて市販品の国産、外国産5点ずつについて主成分分析を行い、いくつかの成分において国産、外国産の判別に利用できる可能性を示すことができた。（令和6年度継続） 〔評価〕 煩雑でない前処理かつヘリウムを使用しない分析方法で有望成分を検出することができたことから、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。 (4) 簡易分析法（酵素法・蛍光指紋等）による乾わかめ等の原料原産地判別法（スクリーニング）の検討〔水産研究・教育機構との共同研究〕 〔概要〕 酵素法では、リン酸イオンの測定では抽出溶液を希釈したものを測定することで一定の精度が得られたが、硫酸イオンでは精度の良い測定結果が得られなかったため、さらなる検討が必要と考えた。蛍光指紋では、由来の確かな乾わかめ試料を用いて、スクリーニング法として一定の判別精度を持つ判別モデル（特異度67.6%、感度95.8%）を構築した。これを元素分析と組み合わせた場合には特異度99.9%、感度85%以上の判別精度となり、検査が実施可能であると推定された。（令和6年度継続） 〔評価〕 蛍光指紋について分析期間を短縮できたこと、また、産地判別可能な成果をまとめその成果について学会発表を行う予定であることから、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。

ウ 検査の迅速化・効率化に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
5	(7) DNA 分析（mPing 法等）による米飯加工品の品種判別の再検討〔農研機構食品研究部門との共同研究〕 〔概要〕 過去の調査研究で検討したコシヒカリmPing法の分析条件を再検討した後、現行法との性能比較を行った。この結果、コシヒカリmPing法は現行法と比較して感度は同等であり、特異度はわずかに低いもののスクリーニング法としての性能に問題はなく、検査への導入が可能であることを確認した。（令和5年度終了） 〔評価〕 安価なコシヒカリmPing法を確立し令和6年度から検査に導入可能とした点及び各検討において過去に収集した試料を効率的に使用してデータ収集を行った点から、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。 (4) イオンメーター法による野菜類（ブロッコリー等）の原産地判別分析におけるスクリーニング法の検討 〔概要〕 ブロッコリーについて、試料中のNa濃度をイオンメーターによって測定した結果を一次検査法として活用できることを確認し、分析法を確立した。ブロッコリーの一次検査法のマニュアル化を他品目の分析法の開発よりも優先して取り組み、簡易選別法マニュアルを制定し令和5年度の検査に導入した。（判別精度はイオンメーター単独で特異度96.4%、感度99.2%、元素分析との組合せで特異度99.9999%、感度98.93%）また、ニンジン試料中のNa濃度の分析法開発に取り組み、ニンジン中Naの抽出法について一定の成果を得た。（令和6年度継続） 〔評価〕 これまでの一次検査に使用している原子吸光度計と比べてもはるかに簡易で安価な測定装置であるイオンメーターでの検査を可能とし、令和5年度の検査に導入することができた点、及び簡易選別法の導入によって、ICPによる分析件数を9割程度削減することにより、試薬経費の削減並びに分析担当者の安全性の向上及び業務の負担軽減ができた点から、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。 (9) DNA 検査における各種マニュアルの効率化検討 〔概要〕 PCRで用いるDNA合成酵素をEx Taq HS及びKOD FX Neoに集約化するために、これらの酵素を用いてアジ、サバ、タコ、ウナギ及びホタテについて適用性及び頑健性の確認を行った。この結果、Ex Taq HSを用いたタコのPCR分析以外では、現在のマニュアルの条件によるPCRより良好な結果が得られ、品目間で数値に差異があるが、PCR時間を最大55%及び試薬代を最大53%減らすことが可能となった。これらの結果よりアジ、サバ及びタコのマニュアルの改訂を行った。また、キットより簡易にDNAの抽出が可能な簡易抽出法の頑健性及び適用性の検討をタコ、ブリ、アジについて行ったところ、キット抽出と同等以上の結果を得ることができ、品目に差異はあるが、抽出及びPCR時間を最大32%及び試薬代を最大83%減らすことが可能となった。この結果よりブリのマニュアル改訂を行った。（令和5年度終了） 〔評価〕 DNA合成酵素の集約化及び簡易抽出法の導入により、分析時間の短縮化や試薬代の削減が可能となり、また一部の品目でこれらの結果を反映したマニュアルの改訂も実施していることから、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。 (1) 「イカ類の種判別マニュアル（DNA分析）」の改良〔水産研究・教育機構との共同研究〕 〔概要〕 「イカ類の種判別マニュアル（DNA分析）」のイカ類判別プライマーによりPCRを実施した際、一部のスルメイカでPCR増幅が良好でないことから、スルメイカのPCR増幅を向上させるためのPCR条件の検討を行った。予備検討後、マニュアルの条件よりアニーリング温度を下げて、プライマー濃度を増やし、スルメイカ16点、スルメイカ以外の種8点でPCR及びPCR-RFLPを行った。結果、PCR増幅は向上した傾向であったが、スルメイカ4点とスルメイカ以外の種3点で一部のPCR-RFLPで非特異バンドが検出された。（令和5年度終了）

	〔評価〕 一部の試料のPCR-RFLPで非特異バンドが検出されたが、スルメイカのPCR増幅が向上したPCR条件が確認され、検査の効率化に寄与するデータが得られたことから、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。
(オ)	脂質分析による豚肉の産地判別法の改良 〔概要〕 豚肉の脂質分析についてクロロホルムを使用しない改良法を検討し、モデル試料（国産55点、外国産32点）のトリアシルグリセロール分析及び脂肪酸分析を行った。この結果を用いて判別モデルを再検討した結果、検査に必要な判別精度を持つ国産／外国産の判別モデル（特異度99.96%、感度82.2%）を構築した。令和6年度中に、事前運用試験を実施して分析可能な成分を確認した後、マニュアル化する。（令和5年度終了） 〔評価〕 行政ニーズの高い豚肉の原産地判別について、一般的な測定機器（GC-FID）を用いた分析による判別モデルを構築することができ、複数試験室での検査に活用できる見通しを立てることができたことから、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。

エ 市販品検査への適用に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
3	(ア) 新規分析法（LAMP法）の検査への適用及び既存分析法との比較検証〔農研機構食品研究部門との共同研究〕 〔概要〕 サバ加工品52点を新規法及び従来法で判別した結果、従来法に代えて新規法を検査に適用可能であることを確認した。また、7試験室で実施した事前運用試験の結果、1試験室においてコンタミネーションと考えられる結果が得られたため、コンタミネーション対策についてフォローアップ等が必要となった。その他の試験室においては問題ない結果が得られ、検査への導入に十分な性能を有することを確認した。（令和5年度終了） 〔評価〕 専用機器が不要なサバ属魚類の産地判別法を確立し令和6年度から検査に導入可能とした点、実技研修により操作方法や注意点の伝達を図った点、公開調査研究発表会で研究成果を公表した点から、期待される水準を上回り、かつ顕著な成果が得られているとしてS評価となった。 (イ) 「アサリの地域系群判別マニュアル」の検証〔水産研究・教育機構との共同研究〕 〔概要〕 アサリの主要産地について由来の確かな試料及び市販品を入手し、国産11点700粒、中国産6点300粒、韓国産16点350粒の各遺伝子型を確認することで、「アサリの地域系群判別マニュアル」における産地判別検査法としての判別精度の確認を行い検査の運用に活用した。（令和5年度終了） 〔評価〕 判別精度の確認・向上が求められているアサリについて、収集した試料のデータについてすみやかに解析を行い、現行の検査の問題点を明らかにして暫定基準を変更し、令和5年度の検査に反映させたことから、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。 (ウ) 「のりの原産地判別マニュアル（DNA分析）」の検証 〔概要〕 モニタリング検査品で陽性となり、社会的検証で疑義解明に至らなかったのり加工品について、その原因を検証するため、板のり試料を葉片に分離し、葉片ごとにシークエンスにより遺伝子型を確認した。陽性試料5点の128葉片を分析し、121葉片が国産型、7葉片が外国型となったため、外国型の葉片が混入している可能性が考えられた。外国産のり3点（中国産及び韓国産）の28葉片についても同様に実施したところ、国産型23葉片、外国型5葉片であった。令和6年度、引き続き遺伝子型を追加分析し、産地を確定できる遺伝子型が存在するか確認する。（令和6年度継続） 〔評価〕 1葉片ごとに遺伝子型を確認するため粉碎方法を改良し、シークエンスに必要なDNA量が得られたため、作業の効率化が図られた。また、DNA合成酵素を通常検査で使用しているものから、よりDNA複製の正確性が高いものに変更することでシークエンスを改善することができたことから、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。